



平成 23 年 12 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ゲオホールディングス
本 社 住 所 愛知県春日井市宮町一丁目1番地1
代 表 者 名 代表取締役社長 遠藤 結蔵
(コード番号:2681 東証・名証・第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 吉川 恭史
(TEL0568-33-4388)

当社及び当社元関係会社における調査結果等のご報告

当社は、平成 23 年 10 月 27 日および同年 11 月 28 日付で開示いたしました「当社及び当社元関係会社における調査について」に関して、当社監査役会が調査を委嘱しておりました社外の弁護士及び公認会計士(以下、「社外調査委員会」といいます。)より「調査報告書」の提出を受け、本日開催の当社取締役会において、当社監査役会からその報告がありましたので、下記の通りお知らせいたします。

株主・投資家の方々、お取引先及び関係者の皆様には、本件に関して多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

当社が提出を受けた「調査報告書」につきましては、添付資料をご参照ください。なお、添付資料は、社外調査委員会、監査役会と調整の上、調査報告書に記載された法人、個人のプライバシーに配慮するため、事実関係の理解に差し支えない範囲で一部を略したものとしており、略した箇所以外は、原文をそのまま掲載しています。

記

1. 最終調査報告書の概要

「調査報告書」における重要性の高い事案に関する概要は、以下のとおりです。

(1) 当社及び当社元関係会社における不明朗な支出を伴う取引等の有無について

(ア) 「当社元子会社に対する融資先幹旋等業務」および「当社が保有していた同社株式の売却先幹旋等業務」にかかる当社顧問に対する業務報酬

当該幹旋等業務は、当社顧問が実質的に支配する複数の会社に分割して支払われていた。これらは、それぞれ、当社顧問に対する「当社元子会社に対する融資先幹旋等業務」および「当社が保有していた同社株式の売却先幹旋等業務」として、その金額の重要性から社内規程に基づき取締役会決議に付すべきであったところ、各々を複数の会社に対する支払として、当社最高幹部の稟議承認のみで支払が実行されていた。

(イ) 当社顧問および当社顧問等が関与する7社に対する8つの業務委託取引

当社顧問および当社顧問等が関与する7社に対し、8つの名目で業務委託料が支払われていた。2つの支払は、当社顧問に対する別名目での支払であり、3つの支払は顧問税理士に対する別名目での支払が含まれるものであり、手続きに不備があるにもかかわらず、当社最高幹部の承認のみで支払が実行されていた。

これらの支払は、3つの支払につき、相手先および名目を仮装した支払であり、3つの支払につき、委託業務の対価の相当性につき、にわかにこれを信用することはできず、2つの支払につき委託業務の対価の相当性につき、これを肯定するには躊躇せざるを得ないものであった。

(ウ) 加盟保証金名目の資金支出

当社顧問の要請により、保証金名目で資金が支出されていた。当該加盟保証金は、その全額を回収するに至っているものの、最高経営幹部は、保証金(貸付金)債権の保全について、

十分な検討、手当てを講じず、本取引の実質が貸付行為であり、社内規程に基づき取締役会決議に付すべきところ、当時の最高経営幹部の稟議承認のみで支払が実行されていた。

(2) 当社取締役の内部者取引に関する法令及び社内規程違反の有無について

当社取締役による当社普通株式の売却行為は、内部者取引に関する法令に違反するものであった。しかしながら、同取締役保有の内部情報は株価上昇に繋がるものであり、購入の取引を行うのが通常であるところ、これとは逆の取引であったため、一般投資家の証券市場に対する信頼を損なう性質のものではなく強い非難に値するとまではいえない。

一方、当社は、内部者取引管理規程により、当社役職員が当社株式を売買するときは当社の許可を要することを定めているが、当社取締役が当該売却行為に関して、無許可でこれを実行したとまでは認められない。ただし、同規程17条は、自社株式を売買した場合には、情報管理責任者宛てに報告するよう定めているが、当社取締役は売却について同報告をしておらず、同条違反の事実は認められる。

(3) 当社元関係会社に対する出資

当社が当社元関係会社に対し、採算を無視して出資させられた不適切な取引であるとは認められない。

また、調査結果を踏まえたうえで、「原因分析及び再発防止策に関する提言」として、上記(1)の件に関する原因(組織・制度・運用等の不備)の指摘がなされ、再発防止策および関係者の処分について提言を受けました。

2. 業績への影響

「調査報告書」により明らかとなった新たな事実に伴う、過年度決算の訂正と今期業績への影響につきましては、当社としてはないと考えておりますが、万全を期すため、社外調査委員会、当社および当社監査法人にて最終確認を行っているところであり、その結果については、12月22日を目処に公表する予定であります。

3. 今後の対応及びスケジュール

当社は、社外取締役5名の就任、持株会社体制への移行等を通じて当社グループのガバナンス強化を進めておりますが、この度の調査により判明した事実並びにこれに対する社外調査委員会の評価および提言を真摯に受け止め、本日開催の取締役会において、関係者の処分、組織体制の変更等を含む再発防止策の策定を目的として、当社代表取締役遠藤結蔵、当社社外取締役5名および常勤監査役笹野和雄で構成される「特別委員会」を発足いたしました。

当社は、「特別委員会」の提言を踏まえ、端緒として、組織体制の変更を図るとともに、関係者に対する責任の追及および関係者の処分についてもあわせて判断する予定です。また、これと平行して、平成23年6月6日付「不適切な会計処理に関する関係者の処分と再発防止策等について」において公表いたしました再発防止策に更なる改定を加えたうえで、現在当社において導入、運用されている施策とともに、改定後の施策を速やかに実施し、ガバナンス強化およびコンプライアンスの徹底を行ってまいります。

なお、「特別委員会」の提言およびこれを受けた当社の対応につきましては、以下の日程で公表させていただきます。

平成23年12月中	組織体制変更に関する提言および当社の対応
平成24年1月中	再発防止策の改定に関する提言および当社の対応

以上

添付資料: 「調査報告書」

株式会社ゲオホールディングス

監査役会 御中

調 査 報 告 書

平成 23 年 12 月 16 日

株式会社ゲオホールディングス

社外調査委員会

委員長 熊崎 勝彦

目 次

第1 本件調査の概要

- 1 当調査委員会の設置目的及び調査対象事項等
 - (1) 当調査委員会の設置目的等
 - (2) 当調査委員会の構成
 - (3) 調査期間及び調査対象事項等
 - (4) 本件調査の方法等

- 2 不明朗取引等の疑いが浮上し、当調査委員会が設置されるまでの経緯等

第2 疑義のある取引について

- 1 ゲオエステートに関する取引について
 - (1) 総論
 - (2) ゲオエステートをめぐる状況
 - (3) 各支払に関する検討
 - ア 概要
 - イ ゲオエステートのリファイナンスに関するコンサルティング
 - ウ ゲオエステートの株式売却に関するコンサルティング

- 2 その他のコンサルティング料の支払について
 - (1) 概要
 - (2) 個別取引に関する考察
 - ア 「GEO Ponta Visa カードの宣伝等の業務」
(丁社宛て支払)
 - イ 「店舗用複合機の導入に関する助言」
(戌社宛て支払)
 - ウ 「金融商品仲介業に関する助言」
(甲社宛て支払)

 - エ 「車両の調達及び維持管理に関する助言」

(乙社宛て支払)

- オ 「海外からの商材仕入れに関する助言」
(セカンドストリートから甲社宛て支払)
- カ 「震災の被害の対応に関する助言」
(巳社宛て支払)
- キ 「ゲーム機大量仕入れに関する助言」
(庚社宛て支払)
- ク 「税務会計顧問契約」
(辛社宛て支払)

3 ゲオサプライと壬社との協賛加盟契約について

- (1) はじめに
- (2) 契約書及び支払の状況
- (3) 本契約に至る経緯及び実態
- (4) 本契約に関する検討
- (5) 小括

4 ゲオと壬社との協賛加盟契約が解除されるに至った経緯から判明した同契約の実態

- (1) はじめに
- (2) 本件契約解除の状況
- (3) 本件契約解除に至る経緯に関するU氏とW氏らの説明について
- (4) U氏とW氏らの説明の信用性についての検討
- (5) 解除の経緯を踏まえた本件協賛加盟契約の実態の検討

第3 役員による自社株取引について

- 1 はじめに
- 2 大橋氏による本件株式取引とその前後の経緯
- 3 本件株式取引がインサイダー取引等に該当するか否かの検討
- 4 コンプライアンス上の問題点

第4 株式会社ゲオ・ビービーへ多額の出資をしながら損失を出した問題

- 1 問題の所在
- 2 ゲオによるBBへの多額の出資について
- 3 BBの著しい業績不振に対するゲオからの統制上の問題点
- 4 その他

第5 原因分析及び再発防止策に関する提言

- 1 本件不正支出に関する原因分析
 - (1) 本件不正支出が行われた原因
 - (2) 本件不正支出を社内組織上防止できなかった原因
 - (3) 不正支出を事後的に発見できなかった原因
- 2 再発防止策の提言
 - (1) 最高経営幹部の上場会社の経営者としての自覚
 - (2) 不正支出等を社内組織上、事前に防止するための方策
 - (3) 不正支出等を事後的に発見するための方策

第6 総括

第1 本件調査の概要

1 当調査委員会の設置目的及び調査対象事項等

(1) 当調査委員会の設置目的等

株式会社ゲオホールディングス（以下「ゲオ」という。）において、後記2の経緯により、一部取締役や監査部の内部調査で、本件調査の対象となった不明朗な取引や支出（以下「本件取引等」という。）があるとの疑いが浮上した。

これを受けて、監査役会は、社内調査委員会を創設させ、あるいは監査部を指揮して本件取引等の詳細及びその経緯について更に調査を進めたが、最終的に、社外の第三者に対して調査を委嘱して、厳正かつ徹底した調査により事実関係を明らかにして原因を究明することが不可欠であるとの判断に至った。そこで、監査役会は、外部有識者のみで組成される当調査委員会を設置して、主として①本件取引等及び②取締役1名による自社株売却行為の問題等に関する調査を行うことを委嘱し、当調査委員会による本件調査が開始された。

(2) 当調査委員会の構成

当調査委員会の構成は以下のとおりである。

委員長：熊崎勝彦（弁護士・元東京地方検察庁特別捜査部長）

委員長補佐：中村信雄（弁護士・元東京地方検察庁特別捜査部検事）

委員：河邊義正（弁護士・元東京高等裁判所判事部総括）

委員：大鶴基成（弁護士・元東京地方検察庁特別捜査部長）

委員：野口敏郎（弁護士・元札幌高等検察庁公安部長）

委員：新穂均（弁護士・元東京地方検察庁検事・元東京地方裁判所判事補）

委員：押久保公人（弁護士・元東京地方検察庁検事）

委員：高橋直（弁護士・元東京地方検察庁検事）

委員：山崎勇人（弁護士）

委員：原伸之（公認会計士）

また、当調査委員会は、弁護士、公認会計士及びパソコンの解析業者等を補助者として任命し、本件調査の補佐をさせた。

なお、各調査委員及び各補助者は、いずれもゲオと業務上の契約関係などの利害関係を有していない。

(3) 調査期間及び調査対象事項等

ア 調査期間と調査の限界

当調査委員会は、平成23年9月6日、監査役会から正式に委託を受けて、翌日から同年12月16日まで本件取引等に関する調査（以下「本件調査」という。）を行った。なお、本件調査は、日本弁護士連合会による2010年7月15日付け「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に則って行っている。

また、後記のとおり、本件調査については、調査開始前後に、関係者が使用しているパソコンのデータ削除（削除したデータをハードディスクから復元できないように完全に抹消する作業を含む）や関係者間での口裏合わせなどの調査妨害行為が行われた上、社内外関係者からのヒアリングにおいても調査期間終盤近くまで、主要な役職員及び社外関係者から真相の説明を得られなかったこと（一部の関係者については最後まで真相を説明しなかったと認められる。）、外部に流出した資金の流れ等を解明することは極めて困難であったことなどから、調査に多大な時間と労力を必要とし、全容を解明できているわけではないことに留意願いたい。

イ 調査対象事項

当調査委員会は、①ゲオ及びゲオの関係会社等におけるZ顧問が関与した不明朗な支出を伴う取引等の有無及び問題点、②ゲオの取締役大橋一太氏の内部者取引に関する法令及び社内規程違反の有無及び③ゲオの元関係会社である株式会社ゲオ・ビービー（商号変更後は、株式会社エンタウェイブ）に対する出資が不適切な理由によるものであったか否かを主たる調査対象事項として調査を行った。

(4) 本件調査の方法等

ア 関係者に対するヒアリング

当調査委員会は、以下の関係者から適宜ヒアリングを行った。

なお、各関係者の役職名は、当調査委員会が本件取引等について調査を

開始した平成23年9月6日現在のものである。

(ア) 内部関係者

- ① 沢田喜代則（以下「沢田氏」という。）
役職：代表取締役会長
- ② 森原哲也（以下「森原氏」という。）
役職：代表取締役社長（本件調査開始当時）
- ③ 久保田貴之（以下「久保田氏」という。）
役職：取締役副社長
- ④ 吉川恭史（以下「吉川氏」という。）
役職：取締役
- ⑤ 大橋一太（以下「大橋氏」という。）
役職：取締役
- ⑥ 遠藤結蔵（以下「遠藤氏」という。）
役職：取締役
- ⑦ 笹野和雄（以下「笹野氏」という。）
役職：常勤監査役
- ⑧ 渡邊賢二（以下「渡邊氏」という。）
役職：監査役

その他関係するゲオ従業員数十名

(イ) 関係会社関係者

- ① 石川英樹
株式会社ゲオエステート代表取締役

(ウ) 外部関係者

- ① Z顧問
甲社代表取締役
- ② Y顧問税理士
税理士・辛社代表社員
- ③ X氏
乙社代表取締役
- ④ W氏

個人事業主（ゲオの業務委託先）

その他関係者数名

イ ゲオの内部資料の収集及び精査検討

本件取引等にかかる稟議書，支払依頼書，印章押印依頼書，契約書，コンサルティングの成果物，取締役会議事録及びその他の必要な関係資料の提供を受けて精査・検討した。

ウ パソコンデータの取得と分析

調査対象事項に関係した取締役及び従業員（総務部及び経営企画部）が使用するパソコンのハードディスクに記憶されているデータ及びスケジュール管理のデータの提供を受けて分析した。

なお，前記データ分析の結果，本件取引等に関与した関係者の一部のパソコンについては，データを削除した上，データ抹消専用ソフトを用いてデータを復元できないように完全に抹消されている事実が判明し，抹消されたデータについてはほとんど復元することができなかった。

エ 関係会社等

本件取引等の関係会社は次のとおりであり，当調査委員会において，必要に応じて現地調査も実施した。

① 株式会社ゲオエステート（以下「ゲオエステート」という。）

不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理並びに鑑定業を主たる業務とする会社であり，本店所在地は愛知県名古屋市中種区，代表取締役は石川英樹氏である。

以前はゲオの子会社であり，ゲオがゲオエステートの筆頭株主であったが，平成23年2月28日付け株式譲渡及び同年3月30日付け株式譲渡により，後記辛社の代表者であるY顧問税理士が代表取締役を務めるストック株式会社（本店所在地：大阪府大阪市中央区）が筆頭株主となった。なお，沢田氏，久保田氏，及びY顧問税理士が取締役として登記されている。

② 株式会社セカンドストリート（以下「セカンドストリート」という。）

総合リサイクルストアの運営を主たる業務とする会社であり，事業活

動の本拠地はゲオと同じく愛知県春日井市（但し、登記簿上の本店所在地は香川県高松市）である。

ゲオの 100%子会社であり、沢田氏及び久保田氏が取締役として、また、経理本部長が監査役としてそれぞれ登記されている。

③ 甲社

経営一般及び株式公開に関するコンサルティング業を主たる業務とする会社であり、本店所在地は東京都三鷹市、代表取締役は Z 顧問である。

④ 乙社

新車・中古車の売買、映像コンテンツの企画・制作及び広告・宣伝・イベントの企画等を主たる業務とする会社であり、本店所在地は東京都港区、代表取締役は X 氏である。

X 氏の説明によれば、同社設立にあたり、Z 顧問が資金を拠出したとのことであり、設立当初の関係者は、X 氏、W 氏及び L 氏（同社の前代表取締役）らであった。

また、乙社は、後記の壬社と社員派遣にかかる業務委託契約を締結しており、実際に社員を派遣して毎月約 35 万円の委託料の支払を受けている。

⑤ 丙社

新車・中古車の売買、不動産の売買・仲介、映像コンテンツの企画・制作及び広告・宣伝・イベントの企画等を主たる業務とする会社であり、本店所在地は東京都港区（前記乙社と同じ場所）、代表取締役は M 氏である。

同社は、Z 顧問が発起人及び株主（1 名のみ）となって、平成 21 年 9 月に設立された。その後、平成 22 年 9 月に商号変更をしており、現在の商号は「丙」となっている。

また、同社の代表取締役である M 氏は、以前は Z 顧問が代表取締役を務める甲社の従業員として債権回収などを担当していた。

⑥ 丁社

住宅ローンの貸付・媒介、損害保険の代理業務、金融商品仲介及び不動産の調査業務等を主たる業務とする会社であり、本店所在地は大阪府八尾市、代表取締役は N 氏である。

同社は、Z 顧問と N 氏の 2 名が発起人及び株主となって平成 22 年 2 月に設立されたものであり、設立当時、株式の過半数を Z 顧問が所有していた。

また、Z 顧問と久保田氏が取締役として登記されており、平成 22 年 8 月まで前記丙社の代表取締役である M 氏も取締役として登記されていた。

⑦ 戌社

有価証券等の保有・管理・運用・取得等の投資事業、投資事業組合財産の運用・管理及び不動産の売買・交換・賃貸等を主たる業務とする会社であり、現在の本店所在地は大阪府八尾市、代表取締役は V 氏とされているが、その実体は不明である。

同社は、平成 22 年 6 月に、旧商号の「癸社」から商号変更がなされたものであり、その後、平成 23 年 4 月に、さらなる商号変更がなされ、現在の商号は「戌」となっている。

なお、同社の平成 22 年 8 月以前の本店所在地は、後記の巳社の現在の本店所在地（大阪府八尾市）と同一である。

⑧ 巳社

有価証券等の保有・管理・運用・取得等の投資事業、投資事業組合財産の運用・管理及び不動産の売買・交換・賃貸等を主たる業務とする会社であり（前記戌社とほぼ同一である。）、本店所在地は大阪府八尾市、代表社員は O 氏とされている。

やはりその実体は不明であるが、Z 顧問の説明によれば、O 氏は、Z 顧問が代表取締役を務める甲社の契約社員を兼務しているということである。

なお、設立当初の代表社員及び有限責任社員は、前記の V 氏であった。

⑨ 庚社

コンサルティング事業、事業促進協力事業、投資業及びイベントの企画・制作・運営事業等を主たる業務とする会社であり、本店所在地は東京都世田谷区であり、代表取締役は P 氏である。

Z 顧問によれば、P 氏とは共通の知人を通じて知り合ったものであり、同氏は Y 顧問税理士とも交流があるとのことである。

⑩ 辛社

主たる事務所の所在地は大阪府大阪府中央区であり、代表社員は税理士である Y 顧問税理士と Q 氏である。

なお、Y 顧問税理士の説明によれば、同氏は、平成 21 年 10 月ころ、知人を介して、Z 顧問と知り合ったとのことであり、その後、Z 顧問からゲオを紹介されるとともに、ゲオエステート問題等について相談を受けるようになったとのことである。

⑪ 壬社

経営コンサルティング、遊戯機の売買仲介販売業、中古車の売買・仲介及び I T システムの構築等を主たる業務とする会社であり、本店所在地は東京都北区、代表取締役は U 氏である。

同社は、U 氏が平成 21 年 12 月に設立したものであり、同 22 年 3 月、前記戌社（当時の商号は癸社である。）が増資により、株主に加わっている。平成 22 年 3 月から同 23 年 8 月までの間、Z 顧問が同社の取締役として登記されていた。

なお、壬社の取締役である R 氏、Z 顧問及び U 氏との間の平成 22 年 3 月 24 日付け「増資に関する覚書」によると、壬社は、同日付けで、900 万円の第三者割り当て増資を実行し、このうち、500 万円は U 氏の出資分であるが、その資金は R 氏が 300 万円を、Z 顧問が 200 万円をそれぞれ U 氏個人に貸し付けていたことが分かる。また、残りの 400 万円については、癸社が引き受けている。なお、前記覚書には、Z 顧問が、癸社の全株式を Z 顧問が保有していることを、U 氏及び R 氏に対して、確認する旨の条項があり、癸社はこのことから Z 顧問が支配する会社と見られる。

2 不明朗取引等の疑いが浮上し、当調査委員会が設置されるまでの経緯等

- (1) 平成 23 年 5 月下旬、ゲオ取締役の遠藤氏は、ゲオの業務委託先である W 氏から壬社の代表取締役である U 氏が困っているのを相談に乗ってあげてほしい旨依頼され、U 氏と面談した。遠藤氏は、それまで U 氏と会ったこともなく、壬社についても知らなかったが、U 氏から、①平成 22 年にゲオの元子会社である株式会社ゲオサプライ（以下「ゲオサプライ」という。）が壬社に加盟保証金名目で 3 億円の資金を拠出したこと、②その 3 億円のうち 2 億 2000 万円を、Z 顧問の指示で、同氏が実質的に支配していると思われる

癸社に業務委託料名目で支払ったほか、同氏からの要望により壬社から甲社に毎月75万円を支払っていることを説明された。さらに、Z顧問から、癸社は沢田氏の会社であると聞かされていたが、調査事務所に調べてもらったところ、沢田氏の関与は窺われず、不審な会社である旨の調査結果を得たことから、Z顧問に不信感を持つとともにゲオとして今後も壬社の事業に対して融資等の支援をしてもらえるか確認したいとの申し出を受け、同時に癸社に関する調査事務所の報告書や癸社への送金に関する資料等を渡された。

- (2) 遠藤氏は、前記面談を受けて、同年5月末ころ、まずゲオサプライの壬社に対する資金提供について、取締役の大橋氏、同吉川氏、同清水松生氏（以下「清水氏」という。）に相談したが、いずれもこの件を知らなかった。そこで、遠藤氏は監査役の笹野氏及び同監査役の春馬葉子氏（以下「春馬氏」という。）に対して、U氏から受け取った癸社に関する資料を渡して相談したところ、この取引については、前年5月の監査で発見し不審であったことから、森原氏に内容について質問するなどしたが、少なくとも保全がなされていないような状態と判断されたため、約定どおり3億円が返還されるかどうか注視していたところであったが、その資金のうち2億2000万円が、癸社に流れているとの事実が判明した以上、改めて森原社長に相談して調査を行おうということになった。
- (3) 他方、大橋氏は、遠藤氏の前記相談を受けて、取締役会決議を経していない問題のある取引が他にも行われているおそれがあると考え、平成23年6月中旬ころ、当時自らが統括していたシステム本部に対して、ゲオの過去の取引のうち、Z顧問に関連するもので稟議書がないのに支払が実行されているなど、出金に関して疑義のある取引を抽出するよう指示し、その結果抽出させたデータを監査部の従業員に渡した。
- (4) これを受けて、従業員が前記データを基に調査を進める一方、監査役会の進言により、代表取締役の森原氏を委員長とする社内調査委員会が設置され、大橋氏、遠藤氏及び監査役（4名）が調査委員に就任した。
- (5) このように調査が進められる中で、大橋氏は平成23年6月27日ころ、戊社（旧癸社）を相手方とする複合機導入に関する助言の契約に基づき多額の出金が行われていることを発見し、自らが所管する部署の契約であったため、支払名目を偽装した不正な支出ではないかとの疑いを強く持ち、この支払の稟議を申請した総務部の総務本部長に契約締結の必要性を問い質すな

どしたが、総務本部長は合理的な説明ができなかった。

それのみならず、総務本部長は、前記の経緯から大橋氏が複合機入替に関連するコンサルティング料の支払について疑問を抱いていることがわかったことから、複合機の入替及びこれに関連するZ顧問への支払に関与した役職員と自己が送受したメール等のデータを自己及び森原氏ら関係役職員、総務部関係者のパソコンから削除させた上で、さらに経営企画本部長と共に、経営企画本部長が用意したデータ抹消専用ソフトを用いて関係役職者(沢田氏、森原氏、久保田氏、経営企画本部長、財務本部長、総務本部長、経理本部長及び総務部関係者ら)のパソコンのハードディスクから完全に抹消する措置を講じた。

(6) その後、平成23年6月に開催されたゲオの株主総会閉会直後の取締役会終了後に、第1回社内調査委員会が開催され、Z顧問関連の不明朗な出金については多大な問題がある可能性が高いとの認識で一致し、更なる調査が必要であると合意した。同時に監査部の従業員において調査を進めていたが、Z顧問関連の不明朗な取引の大半が総務部の関与するものであったところ、総務部を所管し、調査委員長でもある森原氏から調査に関する積極的な指示がなされなかったことから、遠藤氏や大橋氏は、総務部の管掌役員を森原氏から吉川氏に変更すべきである旨の意見を森原氏に述べ、これを決議するために臨時取締役会の開催を求めた。

(7) これを受けて、平成23年7月14日に臨時取締役会が開催されたが、当初の予定とは異なり、突如として、大橋氏の自社株取引をめぐるインサイダー取引疑惑を理由とする取締役辞任勧告が議題として提出されて議論され、総務部の管掌役員変更については議論されることなく終わった。

また、同日、第2回社内調査委員会が開かれ(森原氏は所用で欠席)、監査部の従業員によるZ顧問らには問題がある旨の調査報告がなされたが、春馬氏から同報告については一方的な見方である可能性もあるとの指摘がなされ、同氏が信頼に足る調査事務所に調査を依頼することが合意された。

なお、このような中、同日には壬社のU氏の代理人弁護士から、遠藤氏個人に対して、「虚偽情報を基にした優越的地位を利用しての社内文書開示強要、事業を支援するという虚偽についての詐欺」等を理由に刑事告訴の準備に入った旨の通知書が送達されている(この刑事告訴は愛知県警に提出されたが同県警は受理しなかった模様である。)

- (8) その後、同月 21 日に再び臨時取締役会が開催されたが、同月 14 日の臨時取締役会と同様の議論が繰り返され、この席上、大橋氏が自己の株取引問題と Z 顧問関連の不明朗な取引の問題について第三者委員会を設置して調査を行うべきであると述べ、吉川氏も不明朗な取引の調査が必要である旨述べたにもかかわらず、本件取引等に関する調査については議論がなされないまま、大橋氏の辞任勧告決議とシステム本部管掌を外す旨の決議がなされて終了した。
- (9) 取締役会がこのような状況であったことから、ゲオの大株主でもある遠藤氏は、この役員構成のままでは Z 顧問関連の不明朗取引（本件取引等）に関する真相解明は困難であり、臨時株主総会を招集して中立公正な社外取締役を招聘することにより、ガバナンスとコンプライアンスを回復する他ないと考え、株主として臨時株主総会の招集を請求し、同年 8 月 8 日の臨時取締役会において、新取締役 5 名の選任等を議案とする臨時株主総会の招集が議決された。なお、このような中、沢田氏及び久保田氏に対して、Z 顧問から、遠藤氏に対抗してゲオ株式会社について公開買付（TOB）を行おうと持ちかけられるなどしたが、結局この方法は採られなかった。
- (10) また、このころ、沢田氏から監査役らに対し、「本件取引等に自分が関与しているという疑いについて説明したい。」との申し出がなされたことから、平成 23 年 7 月 27 日、ゲオ本社会議室において、監査役 4 名によって沢田氏及び久保田氏に対する事情聴取が行われたが、沢田氏らは自らの関与を否定したのみで、真相解明に協力しなかったため、本件取引等の実態解明は進展しなかった。
- (11) その後、同年 8 月 9 日、春馬氏の依頼した調査事務所から調査報告書が提出されたが、監査部の従業員による調査結果と同様、Z 顧問関連の不明朗な支出の関係者については多大な問題点があるとの内容であった。
- そこで、監査役会は、取締役会も混乱を来しているため、取締役会において真相を解明することは困難であり、本件取引等については更に徹底した調査を行う必要があると判断し、同年 8 月、社外の第三者への調査委託を決定し、ゲオと利害関係のない社外の弁護士らに本件取引等に関する調査を依頼した。
- (12) 監査役会から前記の調査依頼を受けた弁護士らは、平成 23 年 8 月 19 日、ゲオ本社を訪れ、①本件取引等に基づく支出に関する資料及び②本件取引等

に関係していると思われるゲオの一部の役職員が業務に使用しているゲオ貸与のパソコン等について調査を開始しようとした。しかし、森原氏、久保田氏、総務本部長及び経理本部長がこの調査に全く協力せず、前記①及び②のいずれについても資料を得ることができなかった。

また、総務本部長は、その後、近いうちに同様の調査が行われるかもしれないと考え、再びこれに備えて、同月下旬から9月初旬にかけて、前記と同様の方法により、自己及び総務関係者のパソコンから、本件取引等に関連するメールアドレスを前記ソフトを用いて完全に抹消し、さらに、その削除の事実自体を隠ぺいするため各パソコンから同ソフトをアンインストールした。

(13) その後、このような事態を踏まえて、監査役会と取締役会の間で協議が行われ、前記1(1)のとおり、改めて監査役会の諮問機関として、外部有識者のみで組成される調査委員会を設置して、本件取引等の調査を委嘱する旨を決定し、これを受けて、同年9月6日、当調査委員会が設置され、翌日から調査を開始した。

(14) なお、前記1(3)アのとおり、当調査委員会による調査開始後も、沢田氏、森原氏、久保田氏及び総務本部長らは、①店舗用複合機の導入に関する助言、②震災の被害の対応に関する助言、③ゲーム機大量仕入れに関する助言、④金融商品仲介業に関する助言等の取引について、真実は仮装の名目を立てるなどして支払った不正な支出であるにもかかわらず、調査期間終盤近くまで、実際にそれぞれの助言が行われた旨の虚偽の説明を続け、そのような助言がなされたかのように装うために準備した虚偽の資料を当調査委員会に提出するなどした。また、総務本部長らは、複合機入替に関してZ顧問らからの助言があったかのように装うための虚偽説明の筋書きを作り、関係者と事前に口裏合わせをした上で、この筋書きに沿った説明を当調査委員会にし続けた(この筋書きを書いた「ストーリー」と題するデータが、総務本部長のパソコンの抹消済みデータを復元した結果得られている。)

第2 疑義のある取引について

1 ゲオエステートに関する取引について

(1) 総論

ア ゲオは、A社（なお、同社とその[関連／関係]会社を総称して、以下「A社グループ」という。）との金融事業提携に関するノウハウ等の提供にかかる業務委託名目での契約を、甲社、乙社、丙社と締結し、合計1億5000万円を支払っている。

また、ゲオは、ゲオエステート株式の売却に関するコンサルティング料として、1300万円を甲社に支払い、さらに、甲社及び癸社に、その成功報酬として合計1億円を支払っている。

沢田氏、森原氏、久保田氏及びZ顧問らの説明によると、前記1億5000万円は、主にZ顧問の斡旋により、A社グループにおいてゲオエステートに対してファイナンスを行ってくれたことの報酬として、Z顧問が事実上支配する3社に分散して支払ったものであり、前記1300万円は、ゲオエステート株式の譲渡に関するZ顧問の助言の着手金として、前記1億円は、その成功報酬として、Z顧問が事実上支配する会社に分散して支払ったものとのことである。また、大橋氏のインサイダー取引疑惑もゲオエステート株式の譲渡に関連するものである。

イ ゲオエステートにおいては、後に述べるように、B銀行らによる28億円のシンジケートローンについてリファイナンスが必要となり、これが解決しなければ、ゲオエステートの担当役員でもあった沢田氏と久保田氏の責任問題にもつながりかねない状況にあったと考えられる。

また、前記リファイナンスについての問題が一応解決を見た後も、ゲオの会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」という。）から、ゲオエステートの財務状況や経営状況が現状のままならば、ゲオにおいて減損処理を検討する必要も出てくると指摘されるなどしており、沢田氏や久保田氏にとってはゲオエステートに関する前記の問題は依然として最も重要な経営課題の一つであったと考えられる。

Z顧問らは、沢田氏らのこのような状況を踏まえて、沢田氏と久保田氏らに取り入り、その結果、本件で問題とされるZ顧問らへの支出が行われたものと推測される。

そこでまず、ゲオエステートの状況につき、以下検討する。

(2) ゲオエステートをめぐる状況

ア ゲオエステートによる本牧不動産の取得

(ア) C社が、神奈川県の実業不動産（以下「同実業不動産」という。）を所有していたところ、ゲオエステートは、平成19年6月20日、同実業不動産をC社と共同開発することを決め、その持分の半分を購入した。ゲオエステートは、その購入に際して、B銀行を主幹事とするシンジケートローンによって28億円を借り入れ、C社は、D銀行から28億円を借り入れ、同実業不動産に各銀行の抵当権が設定された。

ところが、C社が金融機関への返済を遅滞し、実質破綻状態となったため、ゲオエステートはC社と共同で商業施設としての再開業を進めることは不可能となった。

その上、C社の債権者による同実業不動産に対する差押えの予告や同実業不動産の固定資産税の支払請求が、ゲオエステートに対してもなされるようになった。

そこで、ゲオエステートは、このままでは信用問題にもなりかねないと判断し、D銀行の抵当権を残したまま、平成20年10月14日、C社の持分を3億5000万円で購入し、単独で商業施設として再開業させることにした。

(イ) A社子会社によるリファイナンス

a その後、ゲオエステートの前記のB銀行を主幹事とする28億円のシンジケートローンの返済期限が平成21年9月であったことから、久保田氏は、同年5月ころ、沢田氏から金融機関とのリファイナンス交渉を指示され、B銀行等の金融機関にこの要請を行ったが、いずれも不調に終わった。

そのため、久保田氏は、この返済が期限までにできない事態になると、親会社であるゲオがB銀行等から返済の肩代わりを求められることになるだけでなく、D銀行も同様にゲオに返済の肩代わりを求めてくるであろうと考えた。

b このように金融機関とのリファイナンス交渉が難航する中、久保田氏は、当時ゲオと消費者金融業者との業務提携を斡旋していたZ顧問に対してこの件を相談し、同氏に同実業不動産の売却先を探して

もらうように依頼した。

Z顧問は、この依頼を受けて、A社グループをはじめ複数の売却先を紹介し、A社グループからは、ゲオとのジョイントベンチャーを設立させ、資金調達した上で同商業不動産を運営していく旨の提案もなされたが、結局いずれも不調に終わった。

c このような状況の中で、Z顧問の斡旋により、A社グループによるブリッジファイナンスで、いったんB銀行等に28億円を返済し、その上で前記のジョイントベンチャースキームを検討することとなり、A社の100%子会社であるA社子会社がB銀行等から債権譲渡を受ける方式でリファイナンスし、同商業不動産の抵当権も移転された。

d このブリッジファイナンスにあたり、A社子会社は、前記シンジケートローンの保有する抵当権によって担保されている価値を15億円と見積もり、担保不足となる13億円分の保全措置として、ゲオに対して、A社グループに対する投資を求めた。

ゲオは、この要請を受けて、平成21年8月27日開催の取締役会において、30億円の範囲内でA社グループへの投資を沢田氏に一任する旨決議し、この決議に基づき、ゲオは、A社グループに対して以下の投資や貸付を実行した。

- ① 平成21年9月28日付け、A社関連会社(1)第1回無担保普通社債の引受けとして金15億円
- ② 平成21年9月28日付け、A社関連会社(2)を営業者とするA社関連投資事業組合に対する出資金として5億円
- ③ 平成22年10月5日付け、A社関連会社(2)ファンドに対する貸付金として5億円

e 平成21年9月ころ、A社子会社による前記のブリッジファイナンスが実行されたのと同じ時期に、ゲオエステートの石川英樹氏及び久保田氏は、C社のD銀行に対する借入金28億円の債務免除の交渉をD銀行と行っていた。その交渉の結果、13億円の債務免除が実現した。なお、石川英樹氏はこの債務免除交渉にZ顧問の働きはなかったと述べている。

f 他方、A社子会社によるブリッジファイナンスの返済期限が、平成22年3月であったため、ゲオエステートでは、再度、リファイナンス

を受ける必要が生じた。

久保田氏は、自身で、またはZ顧問を通じて、複数の金融機関にゲオエステートへのファイナンスを依頼したが、融資は得られなかった。

平成22年2月ないし3月ころ、沢田氏及び久保田氏は、Z顧問からY顧問税理士の紹介を受け、Y顧問税理士からE銀行を紹介された。石川英樹氏はE銀行と諸条件を交渉し、平成22年6月25日、E銀行から30億円のリファイナンスが実現した。E銀行は、D銀行の債権とA社子会社の債権をそれぞれ15億円で買取り、D銀行及びA社子会社の同商業不動産に対する抵当権がE銀行に移転した。

こうして、ゲオエステートは、D銀行及びA社子会社からの借入金を完済させ、同商業不動産を単独で所有することとなり、内装工事を進めてテナントを入れ、同商業不動産は平成22年10月22日に再開業した。

イ ゲオエステートの株式譲渡に関する取引

(ア) 沢田氏及び久保田氏は、Z顧問に対し、ゲオエステート株式の譲渡先を探してほしい旨依頼し、平成22年9月14日、ゲオは、甲社との間で、ゲオエステートの株式譲渡に関するアドバイザー契約を締結し、同日、甲社に対し1300万円を支払った。

沢田氏、森原氏及び久保田氏は、トーマツから、平成23年3月期連結決算に向けてゲオエステートの有する本枚不動産の減損処理を検討する必要があるかもしれないと指摘されたため、経理本部長に指示をして経理本部において想定される減損額を計算させたところ、30億円を上回る減損の可能性もあるとの結果が出るなどした(ただし、トーマツはかかる金額の減損の可能性を否定している。)ことから、ゲオエステートの株式売却を進める必要性を強く感じていた。平成22年9月28日開催の取締役会においても、株式売却の交渉を進めている旨が報告されている。Z顧問の説明によると、このときZ顧問は、沢田氏からの依頼を受け、ゲオエステートの株式の売却先候補探しとともにY顧問税理士にも同株式の売却交渉を依頼し、Z顧問とY顧問税理士の両方で売却先候補探しを開始したとのことである。

Z 顧問は、数社に打診したものの、いずれも資金繰りの問題から交渉は頓挫し、他方で、Y 顧問税理士は、同氏が監査役を務める F 候補会社などに打診し、交渉を進めたものの、最終的にその交渉は頓挫した。さらに、Z 顧問の説明によると、Z 顧問及び Y 顧問税理士は、後記のタイの G 社への株式売却も交渉するが、成立には至らなかった。

(イ) その後、Y 顧問税理士は、平成 22 年 12 月ころ、同氏が代表取締役を務めるストック株式会社（以下「ストック」という。）などを売却先候補とできないか検討することとした。

そして、最終的に、ストックと、Z 顧問の人脈で見つけた株式会社みらいアセットパートナーズ（以下「みらいアセットパートナーズ」という。）の 2 社が売却先となった。

平成 23 年 3 月 7 日付け、ストックの大量保有報告書によれば、平成 23 年 2 月 28 日、ストックは、ゲオエステート株式 49 万株（保有比率 32.28%）を 1 株あたり 355 円で市場外取得している。なお、ストックは、当該株式の購入代金の全額である 1 億 7395 万円を関連会社である m 候補会社から借入れ、取得している旨記載している。

また、平成 23 年 3 月 30 日付け、みらいアセットパートナーズの大量保有報告書によれば、同日、みらいアセットパートナーズは、ゲオエステート株式 46 万株（保有比率 30.30%）を 1 株あたり 285 円で市場外取得している。なお、みらいアセットパートナーズは、当該株式の購入代金は自己資金である旨記載している。

このようにして、決算期である平成 23 年 3 月末日までに、ゲオエステートの株式が売却され、ゲオエステートはゲオの連結対象子会社から外れた。

(3) 各支払に関する検討

ア 概要

前記 1 (2) のとおり、Z 顧問は、同商業不動産に関連してのゲオエステートへのリファイナンスやゲオ保有のゲオエステート株式の売却に関するコンサルティングを行っていたが、この点について、ゲオは Z 顧問との間でコンサルティング契約を締結して多額のコンサルティング料を支払っていた。具体的には、以下の契約である。

(ゲオエステートへのリファイナンスに関するコンサルティング)

- ・ 甲社との業務委託契約
- ・ 乙社との業務委託契約
- ・ 丙社との業務委託契約

(ゲオエステートの株式売却に関するコンサルティング)

- ・ 甲社との株式譲渡アドバイザー契約
- ・ 甲社とのアドバイザー業務委託契約
- ・ 癸社とのアドバイザー業務委託契約

これらの契約に基づく支払は、ゲオエステートへのリファイナンスに関するコンサルティングについては3社合計で1億5000万円、ゲオエステートの株式売却に関するコンサルティングの成功報酬(アドバイザー業務委託契約)について2社合計で1億円となっていたが、実質的にはZ顧問に対する1件の契約に基づく1件の支払であったにもかかわらず、Z顧問の要求により各社に振り分けられて支払がなされたために、取締役会の決議を経ずに支払が実行されていた。

これらの支払については、以下詳述するように、いずれも取締役会において審議して決定すべきものであったのに、沢田氏、森原氏及び久保田氏の承認のみによって支払われていたとの指摘を免れない。

イ ゲオエステートのリファイナンスに関するコンサルティング

ゲオは、A社及びA社グループ企業との共同事業のための各種業務を甲社、乙社、丙社の3社に委託するという内容の契約を締結していたが、以下詳述するとおり、これらによる支払はゲオエステートのリファイナンスに関してZ顧問に支払った報酬であったことが判明しており、本項ではこれらの契約について検討する。

(ア) 前記3社との契約書の内容及び支払の状況

a 甲社との業務委託契約書

(a) 契約書の日付

平成21年7月1日

(b) 契約書記載の当事者

業務委託者 ゲオ（代表取締役会長 沢田氏）

業務受託者 甲社（代表取締役 Z 顧問）

（c）契約書記載の業務

ゲオが A 社及び A 社グループ企業との間で、ゲオが希望する金融事業を適切に運営するための共同事業会社を新たに開始するため、以下に定める業務を通じて甲社の有するノウハウ、知識、経験等をゲオに提供する。

- ① ゲオと A 社グループの双方が出資した共同事業会社の設立
- ② ゲオが希望する金融事業の計画立案
- ③ ゲオが希望する金融事業に対する A 社グループによる事業支援の取付け
- ④ ゲオが希望する金融商品の A 社グループによる開発及び提供
- ⑤ ゲオが希望するゲオのグループ企業に対する A 社グループによる支援の取付け
- ⑥ 前記に付随する業務
- ⑦ ゲオの了承を得た上で、甲社の役職員 1 名をゲオの顧問として派遣（この点については、両者協議のうえで顧問契約を締結することになっていた）

（d）契約書記載の報酬（業務の対価）

ゲオと A 社グループの双方が出資した共同事業会社の設立が対外的に公表された場合、9000 万円（税別）を成功報酬として支払う。

（e）支払の状況

支出額：9450 万円

支払依頼申請日：平成 21 年 9 月 15 日

支払日：平成 21 年 9 月 18 日

支払先：甲社

（f）契約書の稟議の状況等

契約書についての稟議は、平成 21 年 9 月 14 日に経営企画部事業企画課の従業員によって申請され、同日に経営企画本部長、同日に経営企画本部長が久保田氏の代行承認、翌 15 日に沢田氏によって承認された。

b 乙社との業務委託契約書

(a) 契約書の日付

平成 21 年 7 月 1 日

(b) 契約書記載の当事者

業務委託者 ゲオ (代表取締役会長 沢田氏)

業務受託者 乙社 (代表取締役 X 氏)

(c) 契約書記載の業務

ゲオが A 社及び A 社グループ企業との間で、ゲオが希望する金融事業を適切に運営するための共同事業会社を新たに開始するため、以下に定める業務を通じて乙社の有するノウハウ、知識、経験等をゲオに提供する。

- ① ゲオと A 社グループ双方の出資にかかる共同事業会社の設立
- ② ゲオが希望する金融事業の計画立案
- ③ ゲオが希望する金融事業に対する A 社グループによる事業支援の取付け
- ④ ゲオが希望する金融商品の A 社グループによる開発及び提供
- ⑤ ゲオが希望するゲオのグループ企業に対する A 社グループによる支援の取付け
- ⑥ 前記に付随する業務

(d) 契約書記載の報酬 (業務の対価)

ゲオと A 社グループの双方が出資した共同事業会社の設立が対外的に公表された場合、5000 万円 (税別) を成功報酬として支払う。

(e) 支払の状況

支出額 : 5250 万円

支払依頼申請日 : 平成 21 年 9 月 15 日

支払日 : 平成 21 年 9 月 18 日

支払先 : 乙社

(f) 契約書の稟議の状況等

甲社に対する業務委託契約書の稟議と一体の稟議として申請され、前同様の承認がなされている。

なお、支払依頼書の「警告メッセージ」の欄に「稟議関連事項の最終決裁者が違います。」「稟議関連事項の決裁番号が入力されていません。」とのメッセージが出ているにもかかわらず、支払いが実行されていた。

c 丙社との業務委託契約書

(a) 契約書の日付

平成 21 年 7 月 1 日

(b) 契約書記載の当事者

業務委託者 ゲオ (代表取締役会長 沢田氏)

業務受託者 丙社 (代表取締役 M 氏)

(c) 契約書記載の業務

ゲオが A 社及び A 社グループ企業との間で、ゲオが希望する金融事業を適切に運営するための共同事業会社を新たに開始するため、以下に定める業務を通じて丙社の有するノウハウ、知識、経験等をゲオに提供する。

- ① ゲオと A 社グループ双方の出資にかかる共同事業会社の設立
- ② ゲオが希望する金融事業の計画立案
- ③ ゲオが希望する金融事業に対する A 社グループによる事業支援の取付け
- ④ ゲオが希望する金融商品の A 社グループによる開発及び提供
- ⑤ ゲオが希望するゲオのグループ企業に対する A 社グループによる支援の取付け
- ⑥ 前記に付随する業務

(d) 契約書記載の報酬 (業務の対価)

ゲオと A 社グループの双方が出資した共同事業会社の設立が対外的に公表された場合、1000 万円 (税別) を成功報酬として支払う。

(e) 支払の状況

支出額 : 1050 万円

支払依頼申請日 : 平成 21 年 9 月 17 日

支払日 : 平成 21 年 9 月 18 日

支払先：丙社

(f) 契約書の稟議の状況等

甲社に対する業務委託契約書の稟議と一体の稟議として申請され、前同様の承認がなされている。

なお、支払依頼書の「警告メッセージ」の欄に「稟議関連事項の最終決裁者が違います。」「稟議関連事項の決裁番号が入力されていません。」とのメッセージが出ているにもかかわらず、支払いが実行されていた。

(イ) 前記 3 件の契約の実態

- a 沢田氏、久保田氏及びZ顧問の説明を総合すると、以下のような経緯で、ゲオからZ顧問に対し1億5000万円（消費税別：以下本件取引等の支出に関しては原則として消費税を抜いた金額を表記することとする。）が支払われたという。

平成21年春ころ、沢田氏及び久保田氏は、Z顧問に対し、ゲオエステートのリファイナンスの助力を依頼し、その報酬を1億5000万円とする旨合意し、その1億5000万円についてはZ顧問から自分が指定する3社（甲社、乙社、丙社）にそれぞれ9000万円、5000万円、1000万円ずつ支払ってほしいと依頼し、沢田氏及び久保田氏はこれを了承した。

久保田氏は、当該決定を経営企画本部長、経理本部長及び従業員に伝え、1億5000万円を前記3社に対して前記の金額をそれぞれ支払った。

- b 以上の3社との契約に基づく支払は、以下のとおり、実質的に1件の契約による支払であると認められることから、後記cで詳述するとおり、ゲオの取締役会において審議すべきであった。

- (a) Z顧問及び久保田氏は、当初、当調査委員会あるいはゲオ監査役会に対して、1億5000万円の支払を3社に分けた理由は、それぞれの会社がゲオエステートに関する業務を行ったので、その業務遂行の程度に応じて金額を振り分けたからであると説明していたが、以下の点にかんがみると、このZ顧問の説明は信用し難く、実質的にZ顧問に対する1件の支払いを形式的に3社に分けただ

けであると認められる。

- (b) まず、Z顧問自身が、当初は前記(a)のと通りの説明をしていたものの、後に、Z顧問の税金対策として交際接待費を3社に振り分けていたため、3社が実際に業務を遂行したということではなく、各社が税金対策のため経費だけを負担している状態を解消する目的であったと説明している。また、この点につき、久保田氏も、当調査委員会に対し、前記説明を変遷させ、Z顧問の分割支払依頼につき、Z顧問の税金対策が目的であると思っていたと説明するに至っている。
 - (c) そして、そもそも、この1億5000万円の支払を決定したときには、ゲオエステートのリファイナンスの件に関する業務をZ顧問に依頼するという1件の依頼であって、その成功報酬の金額も1億5000万円と決められていた。
 - (d) また、X氏は、当調査委員会に対して、乙社は、ゲオエステートに関する業務は何もしておらず、X氏は同商業不動産の現地を訪れたこともなく、ゲオからの入金日である平成21年9月18日にZ顧問より指示を受け、その後、Z顧問が管理する銀行口座に全額を移動させたのみである旨説明している。
 - (e) さらに、丙社は、平成21年9月2日に乙社と同住所に設立された会社であり、久保田氏は、丙社の社名も聞いたことがなく、同社の誰とも会ったことがないと説明している。
 - (f) その他の関係者の説明に徴しても、当該業務を3社に分担させる合理的な理由は窺えなかった。
 - (g) なお、本件における、甲社、乙社及び丙社の3社に対する業務委託内容は全く同一である。
 - (h) これらにかんがみると、乙社及び丙社が、ゲオエステートのリファイナンスにつき何らかの助言を行った事実は認められず、当初、Z顧問が沢田氏及び久保田氏との間で報酬について約束した経緯に照らしても、1億5000万円の全額が1件の契約に基づくZ顧問に対する報酬であったことは明らかである。
- c 以上のとおり、甲社、乙社及び丙社に対する3件の支払は、実質的に1件の契約に基づく支払であると認められることから、以下のとお

り、ゲオの組織権限規程に照らすと、本件の1億5000万円の契約及び支払については、ゲオの取締役会において審議すべきであった。

(a) 組織権限規程第9条に定められている職務権限基準表によると、取引にかかる1億円以上の支払が取締役会決議事項であることが数多く記されている(1件1億円以上の有形固定資産の取得, 1件1億円以上の無形固定資産の取得, 投資額1億円以上の新規アミューズメント店出店計画立案, 総額1億円以上(営業権・商品代・固定資産・リース資産含む)の直営店舗の売却先の選定・決定(社員独立以外)は、全て取締役会決議事項である。)ことから、組織権限規程の趣旨にかんがみると、1億円以上の支払については、本契約のようにその内容がコンサルティングであったとしても、取締役会で審議し決議することが相当である。

(b) また、契約日から実際にゲオエステートを売却するまでの期間、あるいは、その売却に要すると考えられる期間を考慮すれば、月額50万円以上になることは明らかであり、組織権限規程第9条に定められている職務権限基準表の「顧問契約・コンサルティング契約(月額50万円以上)」に該当すると見ることもでき、本契約は、そのような観点からも取締役会決議を要するものであったといえる。

d これらの点を総合的に考慮すると、本契約においては、取締役会に諮っていないという点に組織権限規程違反が認められ、さらに、本契約を3件に分割して取締役会の審議及び決議を経ずに締結したという点につき、組織権限規程を潜脱したものであったとの疑いを払拭することはできない。沢田氏及び久保田氏は、本契約に基づく支払について取締役会に諮ることなく承認して支払を実行したといえ、取締役として問題があるとの評価を免れることはできない。

ウ ゲオエステートの株式売却に関するコンサルティング

ゲオは、ゲオエステートの株式譲渡に関する各種業務を甲社及び癸社の2社に委託するという内容の契約を締結していたが、本項ではこれらの契約について検討する。

(ア) 前記2社との契約書の内容及び支払の状況

a 甲社との株式譲渡アドバイザー契約

(a) 契約書記載の日付

平成22年9月14日

(b) 契約書記載の当事者

業務委託者 ゲオ（代表取締役 森原氏）

業務受託者 甲社（代表取締役 Z顧問）

(c) 契約書記載の業務

ゲオエステート株式を第三者に譲渡することを検討すること
に際し、以下コンサルティングを行う。

- ① ゲオエステートの法務審査、業務審査、株式譲渡及びその禁止
事項に関する助言
- ② 本件の譲渡先との交渉仲介
- ③ 本件に必要な事務手続きに対する助言
- ④ 本件に必要な書面の作成等についての助言

(d) 契約書記載の報酬（業務の対価）

コンサルティングの着手金として1365万円（税込）、ゲオが希
望する株式譲渡が実行された場合、両社協議した金額の成功報酬を
支払う。

(e) 支払の状況

支出額：1365万円

支払い依頼申請日：平成22年9月13日

支払日：平成22年9月14日

支払先：甲社

(f) 契約書の稟議の状況等

契約書についての稟議は、平成22年9月8日に総務部総務課従
業員によって申請され、同日総務従業員、同月9日に総務本部従業
員、同月13日に森原氏、同日沢田氏によって承認された。

また、支払依頼書の「警告メッセージ」の欄に「支払日が支払カ
レンダー以外で入力されています。」「稟議関連事項の案件名称が
入力されていません。」のメッセージが出ているにもかかわらず、
支払が実施されていた。

b 甲社とのアドバイザー業務委託契約

(a) 契約書記載の日付

平成 23 年 2 月 1 日

(b) 契約書記載の当事者

業務委託者 ゲオ（代表取締役 森原氏）

業務受託者 甲社（代表取締役 Z 顧問）

(c) 契約書記載の業務

ゲオエステート株式売却に関し、以下のアドバイザー業務を行う。

- ① 基本スキームの立案ならびに手続・交渉日程の作成
- ② ゲオと株式購入先との交渉の仲介，調整ならびにその支援
- ③ 基本合意書，最終契約書等の各種契約書の内容確定ならびに作成
- ④ 日本証券業協会等の関係諸機関及び関係諸官公庁に対する手続ならびに必要書類の作成の支援
- ⑤ 企業精査の調整ならびに支援
- ⑥ 対外公表に関するアドバイス
- ⑦ 最終契約に基づく資本取引（クロージング）に関する支援
- ⑧ 弁護士，公認会計士，不動産鑑定士等の専門家の選任に関する助言および専門家への情報提供，指示ならびに事務連絡の実行

(d) 契約書記載の業務の対価

ゲオエステートの株式が事前にゲオが承諾した先に譲渡された場合，成功報酬として 5000 万円（税別）を支払う。

(e) 支払の状況

支出額：5250 万円

支払い依頼申請日：平成 23 年 2 月 25 日

支払日：平成 23 年 2 月 28 日

支払先：甲社

(f) 契約書の稟議等の状況

契約書についての稟議はない。

また，支払依頼書の「備考」の欄に「従業員より処理科目が未確

定の為、「仮払金」での申請依頼がありました。（総務部）」、「警告メッセージ」の欄に「稟議関連事項の最終決裁者が違います。」
「稟議関連事項の取締役会が違います。」のメッセージが出ているにもかかわらず、支払が実施されていた。

c 癸社とのアドバイザー業務委託契約

(a) 契約書記載の日付

平成 23 年 2 月 1 日

(b) 契約書記載の当事者

業務委託者 ゲオ（代表取締役 森原氏）

業務受託者 癸社（代表取締役 V 氏）

(c) 契約書記載の業務

ゲオエステート株式売却に関し、以下のアドバイザー業務を行う。

- ① 基本スキームの立案ならびに手続・交渉日程の作成
- ② ゲオと株式購入先との交渉の仲介、調整ならびにその支援
- ③ 基本合意書、最終契約書等の各種契約書の内容確定ならびに作成
- ④ 日本証券業協会等の関係諸機関及び関係諸官公庁に対する手続ならびに必要書類の作成の支援
- ⑤ 企業精査の調整ならびに支援
- ⑥ 対外公表に関するアドバイス
- ⑦ 最終契約に基づく資本取引（クロージング）に関する支援
- ⑧ 弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家の選任に関する助言および専門家への情報提供、指示ならびに事務連絡の実行

(d) 契約書記載の業務の対価

ゲオエステートの株式が事前にゲオが承諾した先に譲渡された場合、成功報酬として 5000 万円（税別）を支払う。

(e) 支払の状況

支出額：5250 万円

支払い依頼申請日：平成 23 年 2 月 25 日

支払日：平成 23 年 2 月 28 日

支払先：癸社

(f) 契約書の稟議の状況等

契約書についての稟議はない。

また、支払依頼書の「備考」の欄に「成功の可否は3月20日までに判明、業務不履行の場合は全額返還。上長に報告済み。(総務部従業員)」, 「警告メッセージ」の欄に「稟議関連事項の案件名称が入力されていません。」「稟議関連事項の最終決済者が違います。」とのメッセージが出ているにもかかわらず支払が実施されていた。

(イ) 前記3件の契約の実態

- a 沢田氏, 久保田氏, 総務本部長及びZ顧問らの説明を総合すると, 以下のような経緯でZ顧問に対し, 1300万円及び1億円が支払われたという。

平成22年夏ころ, 沢田氏及び森原氏は, Z顧問に対し, ゲオエステートの株式譲渡の助力を依頼し, 成功報酬の額を1億円とする旨合意し, また, Z顧問に着手金として1300万円を支払うこととした。

その後の交渉により, 最終的には, Y顧問税理士が代表取締役を務めるストックとZ顧問の知人を通じて紹介されたみらいアセットパートナーズに対して, ゲオエステートの株式が譲渡された。

沢田氏又は森原氏から前記の成功報酬の話聞いた久保田氏は, 総務本部長に対して支払の実行を指示し, ストックに対する株式譲渡日に, 甲社及びZ顧問が指定した癸社の2社に, 各社5000万円ずつ合計1億円の支払が実行された。

- b 以上の2社との契約((ア)のb及びc)に基づく報酬の支払は, 以下のとおり, 実質的に1件の契約による支払であると認められることから, 後記「c」で詳述するのとおり, ゲオの取締役会において審議すべきであった。

- (a) Z顧問は, 1億円の報酬の支払を2社に分けた理由は, それぞれの会社がゲオエステートに関する業務を行ったので, その業務遂行の程度に応じて金額を振り分けたからであると説明するが, 以下の点にかんがみると, このZ顧問の説明は信用することはでき

ず、実質的にZ顧問にする1件の支払いを形式的に2社に分けた
だけであると認められる。

(b) まず、Z顧問自身が、当初は前記(a)のと通りの説明をしていた
ものの、後に、Z顧問は、2社へ分割して支払った意味はなく、全
て甲社に対して支払われても良かったと考えているなどと説明し
ている。

(c) そして、そもそも、この1億円の支払を決定したときには、ゲオ
エステートの株式譲渡の件に関する業務をZ顧問に依頼するとい
う1件の依頼であって、それに対して金額も1億円と決められた
のであった。

(d) また、経理本部長及び財務本部長の説明によれば、経理本部長ら
はゲオエステートの株式譲渡の打ち合わせに参加していたが、い
ずれの打ち合わせにおいても癸社の従業員と接したことはなかつ
た。

(e) さらに、癸社は、契約締結日よりかなり前の平成22年6月24日
に戌社に商号変更しており、本契約の締結時には癸社という商号
の会社は存在していなかった。

(f) その他の関係者の説明に徴しても、当該業務を2社に分担させる
合理的理由は窺えなかった。

(g) これらにかんがみると、癸社が、ゲオエステートの株式譲渡につき
何らかの助言を行った事実は認められず、1億円の全額が1件の契
約に基づくZ顧問に対する報酬であったことが認められる。

c 以上のとおり、甲社及び癸社に対する2つの報酬の支払は、実質的
に1件の契約に基づく支払であると認められることから、以下のとお
り、ゲオの組織権限規程に照らし、本件の1億円の契約及び支払につ
いては、ゲオの取締役会において審議すべきであったと認められる。

(a) 組織権限規程第9条に定められている職務権限基準表によると、
取引にかかる1億円以上の支払が取締役会決議事項であることが
数多く記されている(1件1億円以上の有形固定資産の取得、1件
1億円以上の無形固定資産の取得、投資額1億円以上の新規アミュー
ズメント店出店計画立案、総額1億円以上(営業権・商品代・固定
資産・リース資産含む。)の直営店舗の売却先の選定・決定(社員独

立以外)は、全て取締役会決議事項である。)ことから、組織権限規程の趣旨にかんがみると、1億円以上の支払については、本契約のようにその内容がコンサルティングであったとしても、取締役会で審議し決議することが相当である。

(b) また、契約日からゲオエステートの株式の売却までの期間を考慮すれば、月額50万円以上になることは明らかであり、組織権限規程第9条に定められている職務権限基準表の「顧問契約・コンサルティング契約(月額50万円以上)」に該当すると見ることができ、本契約は、その観点からも取締役会決議を要するものであったと認められる。

d これらの点を総合的に考慮すると、本契約においては、取締役会に諮っていないという点に組織権限規程違反が認められ、さらに、本契約を3件に分割して取締役会の審議及び決議を経ずに締結したという点につき、組織権限規程を潜脱したものであったとの疑いを払拭することはできない。沢田氏、久保田氏らは、本契約に基づく支払について取締役会に諮ることなく承認して支払を実行したといえ、取締役として問題があるとの評価を免れることはできない。

2 その他のコンサルティング料の支払について

(1) 概要

前記1のとおり、Z顧問は、同商業不動産に関連してのゲオエステートへの融資斡旋やゲオ保有のゲオエステート株式の売却斡旋を通じてゲオの事業に関与するようになったが、その後も、ゲオ顧問の肩書を与えられ、同氏が代表取締役を務める会社やその支配する会社等とゲオ及びセカンドストリートとの間で、次々とコンサルティング等を内容とする契約が締結され、ゲオ等からZ顧問側に多額のコンサルティング料等が支払われていた。

これは次のアないしキの契約である。

ア GEO Ponta Visa カードの宣伝等の業務

(丁社宛て支払)

イ 店舗用複合機の導入に関する助言

(戌社宛て支払)

ウ 金融商品仲介業に関する助言 (甲社宛て支払)

エ 車両の調達及び維持管理に関する助言

(乙社宛て支払)

オ 海外からの商材仕入れに関する助言

(セカンドストリートから甲社宛て支払)

カ 震災の被害の対応に関する助言

(巳社宛て支払)

キ ゲーム機大量仕入れに関する助言

(庚社宛て支払)

しかし、後記(2)に詳述するとおり、これらの契約は、契約書記載の役務の提供の実体が認められないか、それを認めるには躊躇せざるを得ないもの(前記イ、ウ、エ、オ、カ、キ)や、実体が認められるとしても業務委託の必要性及びその対価の相当性があると認めるには躊躇せざるを得ないもの(前記ア)である。

また、前記ウの一部、カ及びキは、Y顧問税理士へゲオエステート問題に関する報酬として架空取引を利用して支払われたものである。

なお、このような事情もあることから、

ク 税務会計顧問契約（辛社宛て支払）

についても、その実態等を検討した。

（２）個別取引に関する考察

ア 「GEO Ponta Visa カードの宣伝等の業務」（丁社宛て支払）

ゲオは、GEO Ponta Visa カードの入会勧誘や宣伝等の業務を、丁社に委託するという内容の業務委託契約書を締結しており、本項ではこれについて検討する。

（ア）契約書及び支払の状況

a 契約書記載の日付

平成 22 年 8 月 1 日

印章押印依頼書記載の印章押印実行日は平成 22 年 8 月 24 日であった。

b 契約書記載の当事者

業務委託者 ゲオ（代表取締役 森原氏）

業務受託者 丁社（代表取締役 N 氏）

c 契約書記載の業務

A 社関連カード会社がゲオとの提携により発行するクレジットカード（名称：GEO Ponta Visa カード）の告知・宣伝等の業務

① GEO Ponta Visa カードの告知・宣伝業務

② GEO Ponta Visa カードへの入会勧誘・募集業務

③ 前各号に付随する業務

d 契約書記載の業務委託の対価

別途協議の上定めるものとする。

e 支払の状況

平成 23 年 1 月から 6 月までの間に下記の支払依頼がなされた。

なお、毎月の請求書に添付されている「ご請求明細書」には派遣された入会促進スタッフの人数及び単価の記載がされていた。

記

平成 23 年 1 月 25 日	1, 014, 981 円	(内実費 78, 045 円)
同年 2 月 8 日	766, 109 円	(内実費 89, 033 円)
同年 3 月 14 日	2, 838, 401 円	(内実費 171, 745 円)
同年 4 月 11 日	2, 604, 847 円	(内実費 115, 654 円)
同年 5 月 18 日	2, 913, 033 円	(内実費 417, 545 円)
同年 6 月 7 日	3, 077, 455 円	(内実費 113, 500 円)
合計 13, 214, 826 円		(内実費 985, 522 円)

最初の支払依頼申請日：平成 23 年 1 月 25 日

(申請者：店舗運営統轄部クレジット管理課従業員)

最初の支払日：平成 23 年 2 月 4 日

支払先：丁社

f 契約書の稟議の状況等

契約書についての稟議は、平成 22 年 8 月 24 日に運営本部店舗運営統轄部の従業員によって申請され、同日に運営本部店舗運営支援部の従業員、翌 25 日に運営本部長によって承認された。

また、平成 23 年 1 月以降の支払依頼書の「警告メッセージ」の欄には「稟議関連事項の最終決裁者が違います。」「稟議関連事項の取締役会が違います。」「稟議関連事項の決裁番号が入力されていません。」とのメッセージが表示されている。

(イ) 本契約の実態

a 本契約の締結に至る経緯について、従業員は以下のとおり説明している。

ゲオにおいて、A 社グループと提携して GEO Ponta Visa カードを取り扱うこととなった。その際、新規開業店舗における同カードの入会促進のための宣伝等の業務について丁社に委託することを、Z 顧問から提案され、従業員が久保田氏と相談し本契約を締結することとなった。

丁社は、本契約の業務を派遣会社 H 社に再委託し、派遣会社 H 社からスタッフを派遣してもらい、丁社の従業員がその派遣されてきたスタッフの指導を行っていた。

ゲオは、以前他のカードの入会促進のために派遣会社 H 社と直接業

務委託契約を締結したことがあった。今回丁社を間に入れたのは、ゲオ側での担当窓口である従業員が派遣会社H社と打ち合わせをする手間等を省くことができるからである。丁社を間に入れることで、丁社に本契約に基づく業務委託の対価を支払うことになったため、直接派遣会社H社に委託するよりも、入会促進のためにかかる経費は約3割増しとなった。しかし、その増加した経費は、これらの手間が省けるというメリットに見合うものであった。

b しかし、従業員の前記aの説明には、以下のような疑問点がある。

まず、派遣会社H社にゲオから直接委託せずに、丁社をゲオとの間に介在させることについて、従業員の説明するようなメリットが本当にあるのか、従業員が説明するメリットが実際にあったとしても、経費が約3割増しになることに見合うだけのメリットなのかについては明確でない。

この点について、従業員は、丁社に業務を委託したことによるゲオのメリットについて、当調査委員会に対して、合理的と思える説明ができず、最終的にはクレジット管理課で本来直接できていた業務であったが、丁社との業務委託契約が締結されてしまった結果、同社を利用せざるを得なくなったなどと述べるに至っており、このような従業員の説明からも、丁社をゲオとの間に介在させることについてゲオに前記の増加経費に見合うだけのメリットがあったのか疑問がある。

また、そもそも、契約書では業務委託の対価について「別途協議の上定めるものとする。」とされているのみであるので、経費がどれだけ増加するのかさえ定められておらず、従業員の述べるメリットが経費の増加額に見合うかといった点が検討されたとは認められない。

さらに、このように本契約の契約書締結段階では業務委託の対価が決定されていなかったのであるから、その後業務委託がなされるまでに、対価についての稟議決裁が行われるべきものであるが、実際には何ら決裁が行われないうちに、委託業務終了後に丁社からの請求を受けてから、その請求どおりに支払が行われていた。

加えて、本契約締結のための稟議の申請は、従業員の指示により、本来の担当部署ではない従業員が起案している。その理由について従業員はクレジット管理課の担当者では仕事が遅いからであると説明

するが、合理的な理由とは認められず、なぜあえて本来の担当部署でない従業員をして稟議の申請を行わせたのか疑問が残る。

また、運営本部長において本契約の稟議が承認された日は平成 22 年 8 月 25 日であったが、本契約の契約書の日付はそれより前の平成 22 年 8 月 1 日とバックデイトされたものとなっており、この日付は久保田氏が丁社の取締役就任した平成 22 年 8 月 3 日より前である。これは、ゲオ副社長の久保田氏がゲオとの契約の相手方となる丁社取締役の職にあるときに本契約を締結したということになった場合、ゲオと資本関係がないにもかかわらず、自己が取締役をしている他の会社と必ずしも明朗とはいえない取引に関する契約を締結したこととなり、ゲオ取締役としての忠実義務違反・善管注意義務違反（利益相反的な行為）が問題となり得ることからこの問題を避けようとしたためではないかということ以外に、合理的な理由が考えられない。

(ウ) 小括

以上のような疑問点に照らすと、本契約に基づく業務委託の対価の支払いについては、真実丁社を派遣会社H社とゲオの間に介在させる必要性があったのか、仮にその必要性があったとしても対価が相当であったのかという点について、当調査委員会としてはこれを肯定するには躊躇せざるを得ない。

ゲオにおいては、前記（イ）bにおいて指摘した疑問点を踏まえ、今後丁社との本契約を継続すべきか否かという点も含めて、本契約に対する対応を検討すべきである。

イ 「店舗用複合機の導入に関する助言」（戌社宛て支払）

ゲオは、店舗用複合機の導入に関する助言を受けるというコンサルティング契約を戌社と締結しており、本項ではこれについて検討する。

(ア) 契約書及び支払の状況

a 契約書記載の日付

平成 22 年 8 月 18 日

印章押印依頼書記載の印章押印実行日は平成 23 年 2 月 5 日であっ

た。

b 契約書記載の当事者

業務委託者 ゲオ（代表取締役 森原氏）

業務受託者 戌社（代表取締役 V氏）

c 契約書記載の業務

ゲオにおける店舗用複合機（コピー・FAX・プリンター・スキャナーの複合機）の導入にかかる以下の助言及び必要に応じ事務手続きその他の業務

① 店舗用複合機の導入に必要な資料の提供

② 店舗用複合機の導入における価格その他取引条件の交渉等

d 契約書記載のコンサルタント料

成功報酬。店舗用複合機の導入にかかる月額費用につき、業務遂行に伴いコストの削減に成功した場合、当該削減額の2カ月分に相当する金員

e 支払の状況

支出額：2625万円

支払依頼申請日：平成22年11月24日

（申請者：総務部総務課従業員）

支払日：平成22年11月25日

支払先：戌社

f 契約書の稟議の状況等

契約書についての稟議は行われていない。

また、支払依頼書の「稟議関連事項」の欄に契約締結に関する稟議についての情報が記載されておらず、同「警告メッセージ」の欄に「稟議関連事項の案件名称が入力されていません。」「稟議関連事項の最終決裁者が違います。」「稟議関連事項の取締役会が違います。」「稟議関連事項の決裁番号が入力されていません。」とのメッセージが表示されている。

さらに、「支払一覧」というファイル名のデータ（会社のシステムに保存されている支払依頼書の内容や支払い状況等を一覧にしたもの）中には、本契約の支払いに関して「書類不備及び内容確認できるものがないが、総務より至急承認をしてほしいとの連絡があったた

め、やむを得ず承認します。」との記載がある。

(イ) 本契約の実態

沢田氏、森原氏、総務本部長、従業員及びZ顧問のほか、特定メーカーの複合機の導入を担当していた大橋氏及び関係する従業員らの説明を総合すると、戌社が店舗用複合機導入の助言業務を実施した事実はなく、本契約は、沢田氏や森原氏らがZ顧問からの多額の金銭的要求を受けて、同氏に対して4000万円程度を支払うことになったが、その支払の名目がないため、実体のない(架空の)本契約等を利用して、同氏に資金を流出させたものと認められる。

沢田氏、森原氏、総務本部長、従業員及びZ顧問らは、以下のような経緯で、本契約に基づいて金銭の支払いが行われたと説明している。

平成22年2月から同年9月ころまでの間に、Z顧問が、森原氏に対して、「かつて吉川氏がゲオの社長在職中に同氏を接待するため約7000万円を支出した。」「(ゲオの子会社である)アークコアの株式譲渡の斡旋を吉川氏から依頼されてゲオの意向どおりの条件での譲渡先を紹介できるに至ったのに、全く報酬の支払いを受けていない。」などと言って、合計8000万円程度の支払を要求してきた(なお、この点について、①吉川氏は、「久保田氏と共にZ顧問と会食をした事実はあるものの、合計7000万円もの接待を受けた事実はない。」と説明しているところ、Z顧問においても7000万円という支出金額を具体的に裏付ける証拠を提示できていないわけではないこと、②アークコアの株式譲渡の斡旋の報酬の支払については、吉川氏の説明によると、予め一定の条件を定めて報酬を支払うことの確たる約束をしたものではないということであるが、実際ゲオとZ顧問との間でアークコアの株式譲渡に関し何らアドバイザー契約が締結されていたわけではないことなどからすると、Z顧問の前記要求に根拠があるとはにわかには認めがたい。)

森原氏は、「吉川氏への接待は、Z顧問がゲオから業務の受注を受けたいとの思惑から支出したものであるから、ゲオとしては支払えない。」と一旦はZ顧問の前記要求を拒否したが、沢田氏に相談したところ、沢田氏から「何かの案件のときに上乘せして支払ってあげたらどうか。」

などと言われたため、半額である 4000 万円程度の支払には応じることとした。

そこで、森原氏は、総務本部長に対して、Z 顧問に 4000 万円を支払うことになったため、何らかの名目を立てて、ゲオから Z 顧問に支払うことを指示した。この指示を受けて、総務本部長は、平成 22 年 9 月ころ、Z 顧問と相談した上、その当時ゲオ社内で進められているコスト削減案件についてのコンサルティングの報酬という名目を用いてその支払いを実行しようと考え、本件複合機の導入に関するコンサルティング料等を支払名目とすることとした。

そして、本契約に基づいて戌社へ 2500 万円を支払うとともに、後記の社有車の調達に関するコンサルティング料に 1500 万円を水増しして、両者合計で 4000 万円という業務としての実体的な裏付けのない不正な支出を Z 顧問に対して行った。

(ウ) 口裏合わせ及び調査妨害等

総務本部長は、平成 22 年 10 月ころ、当時特定メーカーの複合機の導入を担当していた従業員に対し、一応の説明をしておく必要性を感じ、森原氏からの指示で、複合機導入についての助言を受けたとの架空の契約に基づき、Z 顧問に 2500 万円を支払った旨の説明をした。

その後、前記第 1 の 2 (5) のとおり、総務本部長は、平成 23 年 6 月 27 日ころ、大橋氏から本契約の実態について問い質されたことから、本件が架空取引に基づく不正な支出であることが発覚することを危惧し、従業員に対して、複合機導入に関するコンサルティングの実体があるように仮装するため、コンサルティングの成果物としての報告書及びそのコンサルティング業務の内容や経緯等をまとめた文章を作成するように指示した。これを受けて、従業員は、平成 23 年 7 月 7 日ころ（当該文章データの解析により特定）、成果物の存在を装うための報告書作成のための材料となる文章を作成して、これをサーバー内の共有フォルダに保存するなどして総務本部長がそのデータを利用できる状態にした。さらに、従業員は、同月 8 日ころ（前同様の方法により特定）、「ストーリー」と題する複合機の件の助言についての架空の業務内容やその経緯を文章にまとめて、前同様の方法で総務本部長がそのデータを利用

できる状態にした（なお、この「ストーリー」と題する書面は、総務本部長の使用するパソコン内の削除済みデータを復元したことによって、その存在が明らかになったものである。）。そして、総務本部長は、前者の書面に複合機メーカーから受け取っていた資料等を添付して編集するなどの加工を施した「複合機リプレースに関するご報告書」と題する書面を用意し、本件コンサルティングの成果物の存在を偽装するための資料（成果物）として、従業員に渡した。

なお、総務本部長及び従業員は、前記のとおり口裏合わせを行うとともに、前記報告書を本契約の成果物であるとして当調査委員会に提出するなどし、調査期間終盤に至るまで、前記ストーリーと題する書面の内容に沿う虚偽の説明をし続けたが、当調査委員会の追及によって最終的には本契約が実体を伴わないこと及び関係者間で口裏合わせ等を行っていた事実を認めるに至った。

（エ）小括

以上のことから、本契約に基づく 2500 万円の支払いは、戊社によるコンサルティング業務が行われたかのように偽装して、Z 顧問に対して行われた不正な支出と認められる。

ウ 「金融商品仲介業に関する助言」（甲社宛て支払）

ゲオは、金融商品仲介業に関する助言を受けるというコンサルティング契約を甲社と締結しており、本項ではこれについて検討する。

（ア）契約書及び支払の状況

a 契約書記載の日付

平成 22 年 11 月 22 日

印章押印依頼書記載の印章押印実行日は平成 23 年 2 月 5 日であった。

b 契約書記載の当事者

業務委託者 ゲオ（代表取締役 森原氏）

業務受託者 甲社（代表取締役 Z 顧問）

c 契約書記載の業務

ゲオにおいて金融商品仲介業を開業するにあたり、必要となる手続き及び社内体制の構築等に関しての以下の助言及び必要に応じ事務手続きその他の業務

- ① 金融商品仲介業の開業に必要な資料の提供及び社内体制構築の助言等
- ② 所属金融商品取引業者の選定及び取引条件の交渉等
- ③ 金融商品仲介業の登録手続き及び外務員の育成にかかる手配等

d 契約書記載のコンサルタント料

2200 万円

e 支払の状況

支出額：2310 万円

支払依頼申請日：平成 22 年 11 月 24 日

(申請者：総務部総務課従業員)

支払日：平成 22 年 11 月 25 日

支払先：甲社

f 契約書の稟議時の状況等

契約書についての稟議は行われていない。

また、支払依頼書の「稟議関連事項」の欄に契約締結に関する稟議についての情報が記載されておらず、同「警告メッセージ」の欄に「稟議関連事項の案件名称が入力されていません。」「稟議関連事項の最終決裁者が違います。」「稟議関連事項の取締役会が違います。」「稟議関連事項の決裁番号が入力されていません。」とのメッセージが表示されている。

さらに、支払依頼書の支払内容欄に実際の内容とは異なる「社有車ディスカウントオークション利用のコンサルティング費用」と記載されているが、これは甲社から送付された請求書の備考欄に「社有車ディスカウントオークション利用のコンサルティング経費節減効果による成功報酬」などと誤った記載がなされており、この点について、十分な確認を経なかった結果と思われる。

なお、「支払一覧」というファイル名のデータ中には、本契約の支払いに関して「書類不備及び内容確認できるものがないが、総務より

至急承認をしてほしいとの連絡があったため、やむを得ず承認します。」との記載がある。

(イ) 本契約の実態

- a 総務本部長及びZ顧問らは、「Y顧問税理士に対して1000万円の支払いをするために、甲社への本件金融商品仲介業に関する助言契約の際、1000万円を水増しして支払った。」旨説明している。

この点、総務本部長及びZ顧問らは、本契約において1000万円を水増しして支払いを行った経緯等について以下のとおり説明する。

ゲオエステートに対するA社子会社からの28億円のブリッジファイナンスに関し、Y顧問税理士がそのリファイナンス先としてE銀行を紹介し、平成22年6月に同銀行からゲオエステートへの30億円のリファイナンスとしての融資が実現したことから、Y顧問税理士はゲオに同融資金額の1.5%である4500万円を報酬として要求するなどしたが、Z顧問がY顧問税理士と減額交渉を行い、沢田氏及び森原氏の了解の下、最終的にY顧問税理士に対して前記リファイナンスの報酬として1000万円を支払うこととなった。

総務本部長は、森原氏らからその支払の指示を受けて、Z顧問と相談した上、平成22年11月25日、その当時甲社に支払うこととしていた金融商品仲介業のコンサルティング料に1000万円を水増しして支払うことにした。

なお、Y顧問税理士への支払は、前記支払に先立ち、甲社から、平成22年8月2日に500万円、次いで同年9月30日に500万円が、Y顧問税理士が代表取締役を務めるI社宛てに立替払いされている。

- b ところで、総務本部長及びZ顧問は、本契約の支払額から前記1000万円の水増し分等を差し引いた残りの1200万円(=2310万円-消費税110万円-1000万円)は、金融商品仲介業に関するコンサルティングについてのZ顧問に対する正当な報酬であると述べているところ、両氏の説明によれば、本契約を締結した状況等は以下のとおりであったという。

本契約に基づくコンサルティングの対象となったゲオの金融商品仲介業とは、A社関連証券会社が扱っている金融商品をゲオのホーム

ページに設置したバナーに掲載したり、ゲオの店舗内にパンフレットを置いたりするなどして、ゲオの顧客に宣伝し、金融商品が販売された場合にゲオがその仲介手数料を得るというものである。

ゲオが前記の金融商品仲介業を始めるため、経理本部長はこの営業登録に必要な日本証券業協会の二種外務員資格試験に平成 22 年 6 月 24 日に合格して資格を取得するなどし、ゲオは、同年 7 月 28 日開催の取締役会において、金融商品部を設置する組織変更を決議するとともに、金融商品仲介業者登録申請を行うために必要となる規程の整備を行う旨決議した。そして、同年 8 月 31 日、ゲオは、東海財務局長に金融商品仲介業登録の申請を行い、同年 11 月 5 日、東海財務局長より金融商品仲介業者登録が完了した旨の通知を受けた。その後、同年 12 月 21 日、A 社関連証券会社は、ゲオが、A 社関連証券会社を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業務を開始した旨公表した。

ゲオの前記金融商品仲介業開業に際しての助言として、Z 顧問は、「金融商品仲介業を行うためには、2 名以上の二種外務員資格者が必要であったところ、当時、ゲオの従業員でその資格を保有していた者は 1 名しかいなかったため、経理本部長に依頼してその資格を取得してもらった。また、平成 22 年度のゲオの定時株主総会で定款の会社の目的に金融商品仲介業を追加するための資料作成を行った。」旨説明している。

c しかし、Z 顧問の前記説明には以下の点で疑問がある。

まず、本契約書に受託業務として記載されている「金融商品仲介業開業に必要な資料及び社内体制の構築の助言」については、仮に Z 顧問の説明が真実であるとしても、具体的助言の内容としては、経理本部長に二種外務員資格をとるよう依頼した、あるいは、平成 22 年度のゲオの定時株主総会で定款の会社の目的に金融商品仲介業を追加するための資料を作成したという程度に過ぎず、かかる助言や作業に常識的に考えて 1200 万円の支払をするだけの価値は見出し難い。

なお、金融商品仲介業開業のための申請書類等は、金融商品部部長の職を兼務していた経理本部長が、証券会社の勤務経験があり二種外務員資格を有している金融商品部の部下従業員に作成させており、Z

顧問が助言を与えた事実は認められない。

また、本契約書には、受託業務として「所属金融商品取引業者の選定及び取引条件の交渉」と記載されているが、ゲオでは当初から A 社関連証券会社の金融商品を取り扱うことが決まっており、証券会社選定の作業は行われていない。

さらに、同じく本契約書に記載されている「金融商品仲介業の登録及び外務員の育成にかかる手配」についても、経理本部長は、「外務員資格の試験がどのようなものを聞くための自分と A 社関連証券会社の担当者の打合せを Z 顧問が手配した程度にすぎず（しかも、当該打合せに Z 顧問は出席していない。）、この打合せ手配以外には、甲社や Z 顧問から本件金融商品仲介業に関する助言を受けた事実はない。」旨説明している。

d さらに、本契約に関する社内手続きを見ても、以下のような不自然な点が存在している。

まず、本契約については、稟議決裁が行われていない。

また、ゲオの経理担当者の作成にかかる「支払一覧」というファイル名のデータ中には、本契約の支払いに関して前記のとおり「書類不備及び内容確認できるものがないが、総務より至急承認をしてほしいとの連絡があったため、やむを得ず承認します。」との記載がある。

さらに、本契約の支払依頼書の支払内容欄には、前記のとおり、本契約と全く無関係の「社有車ディスカウントオークション利用のコンサルティング費用」との記載があり、それに添付されている甲社から送付された請求書の備考欄にも同様に「社有車ディスカウントオークション利用のコンサルティング経費節減効果による成功報酬」と記載されていた。

また、本契約書には平成 22 年 11 月 22 日が締結日として記載されているにもかかわらず、その契約書の印章押印依頼書によれば、契約書への押印は、その締結日よりかなり後の平成 23 年 2 月 5 日に行われていることが判明している。

(ウ) 小括

以上から、本契約に基づく 2200 万円の支払については、このうち少

なくとも 1000 万円分は金融商品仲介業に関するコンサルティング業務を仮装して Y 顧問税理士に支払ったものであると認められる。

また、残りの 1200 万円についても、前記 (イ) c において指摘した疑問点に照らすと、真実契約書記載のコンサルティング業務が実施されたこと自体についても大きな疑問があり、また、仮に実施されていたとしてもそれが 1200 万円の対価に見合うものであったのかとの点につき、当調査委員会としては、にわかにかこれを肯定することはできない。

エ 「車両の調達及び維持管理に関する助言」 (乙社宛て支払)

ゲオは、社有車の調達及び維持管理に関する助言を受けるというコンサルティング契約を乙社と締結しており、本項ではこれについて検討する。

(ア) 契約書及び支払の状況

- a 契約書記載の日付
平成 22 年 8 月 23 日
印章押印依頼書記載の印章押印実行日は平成 23 年 2 月 5 日であった。
- b 契約書記載の当事者
業務委託者 ゲオ (代表取締役 森原氏)
業務受託者 乙社 (代表取締役 X 氏)
- c 契約書記載の業務
ゲオにおける車両 (自動車・リフト等) の調達及び維持管理にかかる以下の助言及び必要に応じ事務手続きその他の業務
 - ① 効率的な車両の調達及び維持管理に必要な資料の提供
 - ② 効率的な車両の調達及び維持管理のための価格その他取引条件の交渉等
- d 契約書記載のコンサルタント料
成功報酬。車両にかかる月額費用につき、業務遂行に伴いコスト削減に成功した場合、当該削減額の 2 カ月分に相当する金員
- e 支払の状況
支出額 : 3076 万円
支払依頼申請日 : 平成 22 年 11 月 24 日

(申請者：総務部総務課従業員)

支払日：平成 22 年 11 月 25 日

支払先：乙社

f 契約書の稟議の状況等

契約書についての稟議は行われていない。

また、支払依頼書の「稟議関連事項」の欄に契約締結に関する稟議についての情報が記載されておらず、同「警告メッセージ」の欄に「稟議関連事項の案件名称が入力されていません。」「稟議関連事項の最終決裁者が違います。」などのメッセージが表示されている。

さらに、「支払一覧」というファイル名のデータ中には、本契約の支払いに関して「書類不備及び内容確認できるものがないが、総務より至急承認をしてほしいとの連絡があったため、やむを得ず承認します。」との記載がある。

(イ) 本契約の実態

a 前記イ(イ)のとおり、森原氏及び総務本部長らは、Z顧問からの要求に応じて支払うことにした4000万円のうち1500万円の支払いをするために、本契約のコンサルタント料として予定していた金額に1500万円を水増しして乙社へ支払った旨説明している。

b 総務本部長及び森原氏は、本契約による支払額から前記1500万円の水増し分を差し引いた残りの1430万円(=3076万5000円-消費税146万5000円-1500万円)は、車両調達等に関する助言についてのZ顧問に対する正当な報酬であると述べ、総務本部長及びZ顧問は、当調査委員会に対し、本契約を締結した状況につき、以下のとおりであったと説明した。

総務本部長は、総務部においてゲオの社有車を管理していたことから、その経費削減を検討しており、以前にゲオ顧問のT顧問氏から「リバースオークション」という仕組みがあると聞いたことがあったことから、T顧問氏に相談して、リバースオークションを取り扱う業者としてJ社を紹介してもらった。その上で、総務本部長は、自分なりにリバースオークションについて調査検討したものの、車両のリースや車両のオークションについての知識がなく、また、リバースオークシ

ョンを取り扱っている会社はJ社以外にも複数あったことから、どの会社の仕組みを導入するかの判断に悩んだ。

そのような状況の中、総務本部長は、Z顧問がオークションについて詳しいと聞いたことから、Z顧問に対し、リバースオークションに関する助言を依頼し、Z顧問を介して、乙社の社長X氏が行った調査結果に基づく報告や助言を受けた。

Z顧問は、これについて、「様々な会社から車両のリースを受けるのではなく、1社に絞り込むべきである。」、「カーナビはメーカー重視でない方がよい。」、「社用車が急発進やスピード違反をするとゲオにデータが転送されるシステムを導入するべきである。」、「J社については、守秘義務が徹底されており、業務代行をしてもらえること（具体的には、リース対象車両を特定する際に必要な走行距離や車種別・年度別一覧の作成等の業務を代行してくれる。）、リース切り替えの実行が早いこと等のメリットがあり、取引先として望ましい。」といった内容の助言を与えた旨説明している。

もともと、Z顧問からの助言は、すべて口頭によるものであり、調査報告書や資料等の成果物がZ顧問からゲオに提供されたことはなかった。

総務本部長は、前記の助言を受けて、最終的にJ社にリバースオークションを依頼することとし、J社とゲオとの間でリバースオークションに関する契約が締結された。

総務本部長は、当初リバースオークションの活用により、リース車両100台あたり5年間で約5000万円の経費が削減でき、会社が保有する400台で計算すると約2億円の削減ができることになることから、Z顧問に支払ったコンサルタント料が高いとは考えていないと説明していたが、その後、本件報酬に関し、1500万円の水増しを行った事実は認めるに至っている。

c しかし、本件助言に関し、1500万円の水増し分を差し引いた1430万円が正当な報酬であるといえるのか否かについては、以下の点で多大な疑問がある。

まず、社有車の管理を担当している総務部の従業員らは、前記のようなコンサルティング業務が実際になされたとは聞いておらず、

乙社の関係者にも会ったことはない」と説明している。

また、前記のとおり、Z 顧問や乙社から調査報告書等の成果物は一切提出されておらず、乙社による調査等がなされたことを示す客観的な資料も存在しないばかりか、乙社の代表者である X 氏も、当調査委員会に対し、車両のリバースオークションについてゲオの依頼で調査した事実や関与した事実はない」と説明している。

さらに、本契約の契約書第 2 条においては、「対価（コンサルタント料）は成功報酬とし、車両にかかる月額費用につき、乙（乙社）の業務遂行に伴いコスト削減に成功した場合、当該削減額の 2 か月分に相当する金員を受ける。」と規定されているが、5 年間で 2 億円の削減ができることになったという総務本部長の説明を前提として単純に計算しても、削減額は 1 か月で約 333 万円（＝2 億円÷5 年÷12 か月）、2 か月で約 666 万円にすぎないのであるから、1430 万円という報酬金額の算出根拠は不明である。

また、その助言の内容も、Z 顧問の説明を前提にしたとしても口頭で前記 b 記載のことを述べた程度のものにすぎず、1430 万円という対価に見合うものとは到底認められない。

d さらに、本契約に関する社内の手続きを見ても、以下のような不自然な点が存在している。

まず、本契約については、稟議決裁が行われていない。

また、前記ウ（イ）d と同様に、「支払一覧」とのファイル名のデータに、本契約の支払に関して、「書類不備及び内容確認できるものがないが、総務より至急承認をしてほしいとの連絡があったため、やむを得ず承認します。」との記載がある。

さらに、本契約書は、平成 22 年 8 月 23 日が締結日として記載されているにもかかわらず、同契約書の印章押印依頼書によれば、契約書への押印は、その締結日の半年後の平成 23 年 2 月 5 日に行われている。

（ウ）小括

以上から、本契約に基づく 2930 万円の支払について、このうち少なくとも 1500 万円分についてはコンサルティング業務の対価であるよう

に仮装して Z 顧問に支払ったものであると認められる。

また、残りの 1430 万円については、(イ) c において指摘した疑問点に照らすと、実際に契約書記載のコンサルティング業務が実施されたのか、仮に実施されていたとしてもそれが 1430 万円の対価に見合うものであったのかという点について、当調査委員会にはわかりこれを肯定することはできない。

オ 「海外からの商材仕入れに関する助言」(セカンドストリートから甲社宛て支払)

ゲオの子会社であるセカンドストリートは、海外からの商材仕入れに関する助言を受けるというコンサルティング契約を甲社と締結しており、本項ではこれについて検討する。

(ア) 契約書及び支払の状況

a 契約書記載の日付

平成 22 年 11 月 22 日

印章押印依頼書が存在せず、印章押印実行日は不明である。

b 契約書記載の当事者

業務委託者 セカンドストリート(代表取締役)

業務受託者 甲社(代表取締役 Z 顧問)

c 契約書記載の業務

セカンドストリートが運営する店舗にて取り扱う商材の海外からの仕入れにかかる以下の助言及び必要に応じ事務手続きその他の業務

① 海外からの商材仕入れに必要な資料の提供

② 海外からの商材仕入れにおける価格その他の取引条件の交渉等

③ 前号の交渉結果に基づく契約の締結業務

④ 海外の仕入先開拓のための現地調査の随行又は代行業務

d 契約書記載のコンサルタント料

1000 万円

e 支払の状況

支出額：1050 万円

支払依頼申請日：平成 22 年 11 月 24 日

(申請者：総務部総務課従業員)

なお、平成 22 年 10 月 30 日付け請求書があり、その備考欄に、「タイ・G 社の共同事業計画立案及び現地視察ツアー企画、米国視察ツアーの企画」と記載されている。

支払日：平成 22 年 11 月 25 日

支払先：甲社

f 契約書の稟議の状況等

契約書についての稟議は行われていない。

また、支払依頼書の「稟議関連事項」の欄に契約締結に関する稟議についての情報が記載されておらず、同「警告メッセージ」の欄に「稟議関連事項の案件名称が入力されていません。」「稟議関連事項の最終決裁者が違います。」などのメッセージが表示されている。

(イ) 本契約の実態

- a 沢田氏、森原氏、総務本部長、Z 顧問及び Y 顧問税理士の説明を総合すると、以下のような経緯で、本契約に基づいて金銭の支払いが行われたという。

沢田氏は、中古衣類の買受けと販売を目的とするセカンドストリート（ゲオの 100% 出資子会社）について、かねてから海外との取引を企図し、総務本部長をして Z 顧問に相談させていたところ、同氏の手配により、平成 22 年 8 月、タイ王国において、同国の著名財界人と、沢田氏、セカンドストリートの社長及び従業員が、直接商談をする機会を設けることができ、同著名財界人の率いる企業グループと共同でビジネスをするパイプを作ることができた。そこで、この商談後、Z 顧問から 1000 万円の報酬支払いを求められ、森原氏がこれを承諾し、セカンドストリートと甲社とのコンサルティング契約に基づき報酬を支払うということで、総務本部長が契約書を作成した。

なお、その後もセカンドストリートと前記企業グループとの間での取引は進捗していないが、この点について、総務本部長は、同企業グループと提携する下地自体はできたところであるし、また、当時同グループに対しては、Z 顧問がゲオエステートの株式の買受けも打診し

てくれており、そういった謝礼の趣旨も含んでいるので、セカンドストリートとの取引が進捗していないからといって、1000万円の報酬金額が高すぎるということはないと説明している。

b) しかし、沢田氏らの前記の説明については、以下のような点で疑問があるといわざるを得ない。

まず、セカンドストリートの社長は、前記企業グループとの面談の前日になって、初めてその件について知らされ、資料を用意することもなく商談に臨んだと説明しており、ゲオにおいて同企業グループとの提携への強い意欲の下に商談が行われていたといえるのか疑問である。

また、その後、前記企業グループの関係者が来日した際にも、社長らがセカンドストリートの店舗等を案内したとはいえ、同グループからの商材の仕入れについて具体的な取り組みがなされたわけではなく、結局セカンドストリートの海外からの商材仕入れは、その後、セカンドストリートの社長個人の人脈を使い、中国系業者から行っている。

さらに、契約書締結にあたっては稟議も行われておらず、契約書の作成も、本来はセカンドストリートの担当部署が行うべきであるところ、セカンドストリートの社長の決裁を口頭で得たとはいえ、総務本部長が行っている。この点につき、総務本部長は平成22年11月末日までにZ顧問に支払をしなければならず急いでいたためであると説明するが、同年8月にタイに出張した件についてのコンサルティング料を同年11月になって支払うのであるから、稟議等の社内手続きを省略しなければならないほど支払に緊急性があったとは認めがたい。

なお、前記ウ記載のとおり、本契約に基づく1000万円の支払日である平成22年11月25日には、甲社に対して、金融商品仲介業にかかるコンサルティング契約に基づく2200万円も支払われており、その支払いは、少なくとも1000万円の範囲では同業務を仮装した支払いであり、その余の1200万円についても、真実コンサルティング業務が実施されたのか、実施されたとしてそれが1200万円の対価に見合うものであったのかという点について、極めて疑わしいことは前述のとおりである。

(ウ) 小括

以上のような疑問点にかんがみると、本契約に基づく 1000 万円の支払いは、真実コンサルティング業務が実施されたのか、仮に実施されたとしてもそれが 1000 万円の対価に見合うものであったのかという点について、当調査委員会にはわかにはこれを肯定することができない。

カ 「震災の被害の対応に関する助言」(巳社宛て支払)

ゲオは、震災の被害の対応に関する助言を受けるというコンサルティング契約を巳社と締結しており、本項ではこれについて検討する。

(ア) 契約書及び支払の状況

a 契約書記載の日付

平成 23 年 4 月 27 日

印章押印依頼書記載の印章押印実行日は平成 23 年 9 月 7 日であった。

b 契約書記載の当事者

業務委託者 ゲオ(代表取締役 森原氏)

業務受託者 巳社(代表社員 〇氏)

c 契約書記載の業務

平成 23 年 3 月 11 日発生の東日本大震災によるゲオ(ゲオの子会社等を含む。)の被害等の対応等についての助言等及び以下の助言その他付帯関連する事務手続き等の業務

- ① 本件被害の収束に至るまでの適切な対応等に係る助言及び指導
- ② 前号に係る事務局の立ち上げ及び運営等にかかる一切の業務
- ③ 本件震災に類する大規模災害発生時に備えた社内体制構築にかかる助言等
- ④ 前号に付随するマニュアル等の整備にかかる助言及び指導

d 契約書記載のコンサルタント料

1000 万円

e 支払の状況

支出額：1050 万円

支払依頼申請日：平成 23 年 4 月 27 日

(申請者：総務部総務課従業員)

支払日：平成 23 年 4 月 28 日

支払先：已社

f 契約書の稟議の状況等

契約書についての稟議は行われていない。

支払依頼書の「稟議関連事項」の欄に契約締結に関する稟議についての情報が記載されておらず、同「警告メッセージ」の欄に「稟議関連事項の案件名称が入力されていません。」「稟議関連事項の最終決裁者が違います。」「稟議関連事項の取締役会が違います。」「稟議関連事項の決裁番号が入力されていません。」とのメッセージが表示されている。

さらに、「支払一覧」というファイル名のデータ中には、本契約の支払いに関して「稟議書未確認ですが総務より緊急で承認の依頼があったためまわします。」との記載がある。

(イ) 本契約の実態

- a 沢田氏，森原氏，総務本部長及びZ顧問は，已社が本契約書記載の業務を実施した事実はなく，本件名目での 1000 万円の支払は，Y顧問税理士からゲオエステートの株式売却斡旋の報酬を要求されて，後記キの名目の 2000 万円と合わせて，合計で 3000 万円支払ったものであると説明する。
- b 沢田氏，森原氏，総務本部長及びZ顧問らの説明を総合すると，以下のような経緯で，本契約に基づいて金銭の支払が行われたという。
- (a) Y顧問税理士は，ストックによるゲオエステート株式取得後，Z顧問に対し，ストックがゲオエステートの株式を購入したことに関する斡旋報酬として，5000 万円を要求してきた。これについて，Z顧問がY顧問税理士に，その減額を求めたところ，「ゲオから報酬をもらうことについては，多少気が引ける。」とのことで，3000 万円に減額するとの同意が得られた。また，Y顧問税理士は，Z顧問に対し，「この支払については，直接ゲオから報酬をもらうことは避けたい。」とも要望していた。

- (b) これを受けて、Z 顧問は、Y 顧問税理士の前記ゲオエステート株式売却の斡旋報酬にかかる要望を森原氏に伝えたところ、森原氏は、ゲオから直接支払わずに、Z 顧問を通じて 3000 万円を支払うことについて、沢田氏の了解を得た上で、総務本部長に対し、平成 23 年 3 月ころ、その旨指示した。
- (c) 総務本部長は、この指示を受けて Z 顧問と相談し、その当時ゲオ内で問題が検討されており、仮装のコンサルティング契約の名目として使っても不自然ではないものとして、東日本大震災への対応（平成 23 年 3 月 11 日発生）とゲーム機仕入（平成 23 年 2 月 26 日発売）を選び、助言等の実態は全くないにもかかわらず、ゲオから、東日本大震災への対応に関する助言の名目で本契約に基づき巳社・コンサルティングへ 1000 万円を、ゲーム機の仕入に関する助言の名目で後記キの契約に基づき庚社へ 2000 万円を支払った。
- (d) なお、Y 顧問税理士に対しては、これに先立ち、平成 23 年 4 月 8 日、Z 顧問が支配する乙社から Y 顧問税理士が代表取締役を務める I 社に対して 3000 万円の立て替え払いがなされている。
- c ところで、前記経緯に関し、Y 顧問税理士は、ゲオから、ゲオエステートの株式売却に関する報酬として、Z 顧問を通して 3000 万円の支払を受けた事実を認めるものの、「Z 顧問からゲオが直接支払いたくないと言っていると言われた。その理由は聞いていないが、別段気にも留めなかった。」旨当調査委員会に対し説明し、その点で、Z 顧問及び森原氏らの説明と相違している。

しかしながら、Y 顧問税理士はゲオエステートを買収したストックの代表取締役であり、同時にゲオと投資家（ストックの株主）の間を仲介した関係にあることからすれば、ゲオから直接報酬を受け取ることは、ストックとの関係で、利益相反行為あるいはリベートとも受け取られかねないものである。また、Y 顧問税理士は、当調査委員会に対し、辛社とゲオの顧問契約の締結に関してではあるが、利益相反と指摘される可能性を懸念していた旨の説明をしていること、Y 顧問税理士は税理士でありながら、支払元が誰であるかについて「気にも留めなかった」というのは不自然であること、Z 顧問が、「投資家との関係で、ゲオから報酬をもらうことは気が引けると Y 顧問税理士が述

べていた。」と当調査委員会に説明していることなどからすれば、Y顧問税理士の前記説明はにわかには信用できない。

- d なお、本契約に実態がないことに関しては、前記、本契約締結の経緯に加えて、当時ゲオに設置された東日本大震災の対策本部のメンバーも、巳社が対策本部の業務について本契約書記載の業務を行っていた事実はない旨説明しているなどから明らかである。

(ウ) 小括

以上のとおり、本契約に基づく1000万円の支払いは、相手先及び名目を仮装した支払いであったことが認められる。

キ 「ゲーム機大量仕入れに関する助言」(庚社宛て支払)

ゲオは、ゲーム機に関する助言を受けるというコンサルティング契約を庚社と締結しており、本項ではこれについて検討する。

(ア) 契約書及び支払の状況

- a 契約書記載の日付
平成23年4月11日
印章押印依頼書記載の印章押印実行日は平成23年9月7日であった。
- b 契約書記載の当事者
業務委託者 ゲオ(代表取締役 森原氏)
業務受託者 庚社(代表取締役 P氏)
- c 契約書記載の業務
ゲオの運営する店舗にて取り扱う商材の内、ゲーム機(本件商材)の大量仕入れにかかる以下の助言及び必要に応じ事務手続きその他の業務
- ① 本件商材仕入れにかかる窓口担当者にかかる情報の提供及び紹介等
 - ② 本件商材仕入れにおける価格・数量その他の取引条件の交渉等
 - ③ 前号の交渉結果に基づく契約の締結業務等
 - ④ 第2号の交渉等にかかるノウハウ等の助言及び指導等

- d 契約書記載のコンサルタント料
2000 万円
- e 支払の状況
支出額：2100 万円
支払依頼申請日：平成 23 年 4 月 27 日
(申請者：総務部総務課従業員)
支払日：平成 23 年 4 月 28 日
支払先：庚社
- f 契約書の稟議の状況等

契約書についての稟議は行われていない。

支払依頼書の「稟議関連事項」の欄に契約締結に関する稟議についての情報が記載されておらず、同「警告メッセージ」の欄に「稟議関連事項の案件名称が入力されていません。」「稟議関連事項の最終決裁者が違います。」「稟議関連事項の取締役会が違います。」「稟議関連事項の決裁番号が入力されていません。」とのメッセージが表示されている。

さらに、「支払一覧」というファイル名のデータ中には、本契約の支払いに関して「稟議書未確認ですが総務より緊急で承認の依頼があったためまわします。」との記載がある。

(イ) 本契約の実態

沢田氏、森原氏、総務本部長及び Z 顧問らは、庚社が本契約書記載の業務を実施した事実はなく、Y 顧問税理士からエステートの株式売却斡旋の報酬支払を要求されて支払った合計 3000 万円の一部であると説明しており、その契約締結の経緯は、前記カで述べたとおりである。

なお、本契約に実態があるかとの点については、特定メーカーから発売されたゲーム機の仕入れを担当していた従業員らも、庚社が本契約書記載の業務を行っていた事実はない旨説明している。

また、当初、総務本部長から、当調査委員会に対して、本契約の実態を証明する資料として庚社が作成し、総務本部長が同社から受領したとする、「3Dゲーム機の登場による市場動向について（調査報告書）」と題する報告書が提出された。その後、当該調査報告書を当調

査委員会が調査したところ、独立行政法人αが平成18年（2006年）に発行した「日本のテレビゲーム産業の動向」という報告書をそのまま冒用し、各種統計における年号を修正するなどして、平成23年（2011年）に作成された報告書であるかのように装ったにすぎないものであることが判明した。

総務本部長らは、当初、当該調査報告書の存在を根拠に、当調査委員会に対して、本契約は実体がある旨主張していたが、当調査委員会が、同報告書は独立行政法人αの前記報告書を冒用したものであることを指摘し、追及したところ、本契約については実体がない旨認めるに至っている。

以上から、本契約が実体のないものであったことは明らかである。

（ウ）小括

本契約に基づく2000万円の支払いは、相手先及び名目を仮装した支払いであったことが認められる。

ク 「税務会計顧問契約」（辛社宛て支払）

ゲオは、税務会計に関する顧問契約を辛社と締結しているが、前記ウ、カ及びキで述べたとおり、同税理士法人の代表社員であるY顧問税理士に対しては、支払名目を仮装してゲオからの支払がなされている事実が判明していることから、本項でこの税務顧問契約についても検討する。

（ア）契約書及び支払の状況

a 契約書記載の日付

平成23年4月1日

印章押印依頼書記載の印章押印実行日は平成23年6月3日であった。

b 契約書記載の当事者

業務委託者 ゲオ（代表取締役 森原氏）

業務受託者 辛社（代表社員 税理士Y顧問税理士）

c 契約書記載の業務

税務・会計顧問業務

d 契約書記載の顧問料

月額 40 万円（税込）

契約期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

e 支払の状況

支出額：平成 23 年 4 月 28 日から毎月 40 万円

最初の支払依頼申請日：平成 23 年 4 月 22 日

（申請者：総務部総務課従業員）

最初の支払日：平成 23 年 4 月 28 日

支払先：辛社

f 契約書の稟議時の状況等

平成 23 年 4 月分の最初の顧問料の支払いについては、契約書の稟議が行われないうまま、支払依頼書のみに基づき実施されている。その後、契約書についての稟議は、平成 23 年 6 月 2 日に総務部従業員によって申請され、同月 6 日に森原氏、同月 13 日に沢田氏によって承認されている。

また、平成 23 年 4 月 22 日及び同年 5 月 31 日申請の支払依頼書の「稟議関連事項」の欄に契約締結に関する稟議についての情報が記載されておらず、同「警告メッセージ」の欄に「稟議関連事項の案件名称が入力されていません。」「稟議関連事項の最終決裁者が違います。」「稟議関連事項の取締役会が違います。」「稟議関連事項の決裁番号が入力されていません。」とのメッセージが表示されている。

(イ) 本契約の実態

a 森原氏、総務本部長、経理本部長、Z 顧問及び Y 顧問税理士の説明を総合すると、以下のような経緯で本契約が締結されたという。

平成 23 年 3 月ころに、森原氏は、久保田氏から Y 顧問税理士がゲオの顧問税理士になりたいとの意向を有している旨を聞き、沢田氏と相談して、月額 40 万円で顧問契約をすることとした（なお、この点、Y 顧問税理士は、久保田氏から税務顧問になって欲しい旨依頼されたと説明している。）。これは、ゲオにおいて平成 22 年に行われた税務調査を契機として、国税局出身者の税理士を税務顧問に加える必要

性を感じ、大阪国税局出身のY顧問税理士を代表社員とする辛社と本契約を締結したものである。

- b しかし、森原氏らによる前記の説明については、以下のような点で疑問があるといわざるを得ない。

まず、森原氏及び経理本部長においても、前記の税務調査においてY顧問税理士から具体的な助言等を受けたことはなく（この点について、Y顧問税理士は久保田氏に対して若干の助言を行った旨説明している。）、また、ゲオには他に顧問税理士がいることから、現在まで辛社から税務顧問としての具体的な業務を行ってもらった事実もないことを認めている。

また、ゲオの本店所在地は名古屋国税局管内であるところ、Y顧問税理士は大阪国税局出身であるため、税務調査に際してどの程度の対応を期待できるか不明であるし、また、辛社の事務所も大阪市に所在し、ゲオの本店所在地から遠く離れていることから、Y顧問税理士らに名古屋市内の税理士では処理できない特殊な案件を依頼する必要があるというのであれば格別、そうでなければ顧問税理士に選任する必要性については疑問を感じざるを得ない。

さらに、本契約の稟議は、森原氏が総務本部長に指示をして、総務部から申請され、総務部内及び沢田氏において承認が行われているが、業務上、税務顧問と日常的に対応する部署は経理本部であるにもかかわらず、経理本部執行役員である経理本部長は、平成23年4月当時は辛社をゲオの税務顧問として契約している事実を知らず、同年6月ころに初めて、総務本部長から、森原氏の指示で本契約を締結していることを聞かされたものであり、経理本部においては、少なくとも当初の間は、辛社を税務顧問として認識していなかったところである。

（ウ）小括

以上の疑問点に照らすと、本契約については、真実顧問税理士として依頼する必要性があつて締結したものか、仮にその必要があると考へたとしても月額顧問料の40万円という金額は相当であるかなどについて、Y顧問税理士自身が本件不明朗な支出に無関係とはいいい難い点も

含めて考えれば、当調査委員会はこちらを肯定するには躊躇せざるを得ない。

ゲオにおいては、前記（イ）bにおいて指摘した疑問点を踏まえ、今後辛社との本契約を継続すべきか否かという点も含めて、本契約についての対応を再度慎重に検討すべきである。

3 ゲオサプライと壬社との協賛加盟契約について

(1) はじめに

ゲオサプライは、壬社に対して、同社が運営するネットオークションのシステムを用いた中古パチンコ台等の会員制業者間売買仲介事業（以下、当該事業を「本ネットシステム」という。）への加盟保証金名目で、3億円の資金拠出を行っている。

しかし、かかる資金拠出については、そもそも本ネットシステムに加盟することがゲオにとって必要であったのか、また、その実質は貸付金であり、本来ゲオの取締役会の決議が必要ではなかったのか、資金拠出にあたっての債権保全は十分であったのか、さらには本件資金拠出を指示した責任者は誰かといった問題点がある。

本項ではこのような問題点を検討する。

(2) 契約書及び支払の状況

ア 契約書記載の日付

平成22年3月18日

イ 契約書記載の当事者

加盟者 ゲオサプライ（代表取締役 沢田氏）

運営者 壬社（代表取締役 U氏）

ウ 契約書記載の契約内容

壬社が運営する本ネットシステムに、ゲオサプライが特別協賛会員として加盟保証金3億円を預入れることにより、ゲオサプライは本ネットシステムにかかる売買仲介料等の費用を免除され、出品情報の優先提供を受けられるなどという内容である。

なお、加盟保証金は、以下の4期日をもって返還される。

第1期 返還期日 平成23年3月末日、返還金額 3000万円

第2期 返還期日 平成24年3月末日、返還金額 7000万円

第3期 返還期日 平成25年3月末日、返還金額 1億円

第4期 返還期日 平成26年3月末日、返還金額 1億円

また、壬社はゲオサプライに対し、前記4期日と同日に特別協賛手数料として以下の手数料を支払うことになっている。

- 第1期 預入保証金残額の6%
- 第2期乃至第4期 預入保証金残額の12%を手数料基準として、本件仲介事業の運営実績に応じて上下3%を加減した額

エ 支払の状況

支払額：3億円

支払依頼申請日：平成22年3月25日

(申請者：ゲオサプライ事業庶務部事業庶務課従業員)

支払日：平成22年3月30日

支払先：壬社

オ 契約書の稟議の状況等

ゲオの関係会社管理規程第6条では、関係会社は、ゲオの定める組織権限規程及び職務権限規程に準じた権限とする旨規定していることから、ゲオサプライを当事者とした本契約についても、ゲオの組織権限規程及び職務権限規程が適用される。

従業員は、本契約を職務権限基準表の「重要な契約の締結」として申請しているが、「職務権限基準表」によると、当該稟議は、課長の起案により、部次長等、執行役員及び取締役の審査を経た上で代表取締役の決裁を得る必要がある。

また、平成22年3月度組織表によると、申請当時のゲオサプライの事業庶務部事業庶務課は、次長及び執行役員は不在であり、部長及び担当取締役は吉川氏が兼任していた。

以上より、同部事業庶務課で「重要な契約の締結」を稟議申請するためには、従業員が起案、申請し、部長を兼任する吉川氏の審査を経て、代表取締役である沢田氏の決裁を得る必要がある。

本契約の稟議では、平成22年3月25日に従業員が起案、申請し、後記のとおり、吉川氏が承認しなかったことから、同氏により同月29日に却下されている。

一方、従業員は、前記稟議申請と同日である25日（約3時間半後）に、別途、稟議申請を行っている。

従業員が起案、申請し、ゲオ総務部担当役員である森原氏が同日に承認し、26日に沢田氏が承認している。

ゲオサプライの稟議に対し、ゲオサプライ取締役、代表取締役の審査、承認を経ず、なぜゲオの取締役が決裁しているのかは不明である。

いずれにせよ、前記のとおり本件については、吉川氏へ上がった稟議は取り消され、総務本部長の指示で森原氏に直ちに稟議が上がっているが、かかるやり方は、正しい社内の決裁手続であったとは認められない。

なお、支払依頼書の「警告メッセージ」の欄に「稟議関連事項の決裁番号が入力されていません。」というメッセージが表示されている。

(3) 本契約に至る経緯及び実態

沢田氏、久保田氏、総務本部長、従業員ら及び Z 顧問の説明を総合すると、ゲオサプライが壬社と本契約を締結して加盟保証金 3 億円を支払うに至った経緯は、以下のとおりであるという。

ア Z 顧問は、平成 22 年 1 月中旬ころ、壬社の代表取締役である U 氏から本ネットシステムの事業内容を説明され、ゲオを紹介して欲しいと依頼された。

同年 2 月ころ、沢田氏と久保田氏は、都内のホテルにおいて、Z 顧問から U 氏を紹介され、中古パチンコ台のインターネットオークションを利用した事業について説明を受け、U 氏から、「ゲオと提携して、中古のパチンコ台やスロット台をオークションを利用して共同で仕入れたいと考えているので、資金面で協力を願いたい。」という申し出を受けた。

イ その後、久保田氏は、総務本部長に対して、「壬社という会社がパチンコの中古品のシステムを構築するにあたって、3 億円を出して、パチンコ台の仕入の優先権を得るといった話があったんだけど、商品部で使えるよね。」などと言って、本件を検討するように指示した（この点、久保田氏は、当時、商品部の具体的な担当者が分からなかったことから、商品部から異動してきた総務本部長に指示しただけであり、また、総務本部長に指示した後のことは詳しく分からないと述べている。）。)

なお、久保田氏は、「当初、壬社から資金拠出してほしいと依頼されたが、財務部では、融資というかたちでは資金拠出できないことから、自分としてはよく分からないが、最終的に商取引の一環としての保証金ないし前渡金という形で 3 億円をゲオから壬社に対して拠出することにした。」とも述べている。

ウ しかし、久保田氏と総務部の従業員との間で、以下のメールを含むやり取りがあった。

(ア) 平成 22 年 3 月 3 日、癸社代表者であり法律事務所に勤務していたという V 氏から Z 顧問へ送付された本件協賛加盟契約の契約書の草案が、Z 顧問から久保田氏に転送され、久保田氏が従業員に「とりあえずチェックお願いしていいですか？」とのメッセージとともに、この草案を送付している。

(イ) この指示を受けた従業員は、同日、ゲオ依頼の弁護士（以下「同弁護士」という。）に対し、「お世話になります。添付契約書案について、実行を前提としてご確認いただきたくお願いいたします。私見ですが、原案のままでは出資法に抵触するのではないかと考えております。また、担保について、設立間もない会社でめぼしい資産がない状態を前提として代表個人の連帯保証以外に実効性のある担保設定についてよいお知恵がございましたらご教示下さい。」とのメッセージを付けて、契約書の草案の検討を依頼した。

(ウ) 翌 4 日、同弁護士から、従業員に対し、『保証金』と銘打っていますが、その性質は貸付ですよ。(. . . 中略 . . .) 返済期日が定められていて、かつ、一部不明瞭ながら利息の定めもあります。(. . . 中略 . . .) 不特定かつ多数の者からお金を集めるものではないのだとすると、出資法には違反しないことになります。」及び「問題なのは、保証金(貸付金)の回収可能性です。第 5 条で担保の定めがありますが、①は、債権保全の観点からはかなり怪しいです。②は、会員組織そのものは譲渡不可能ですので、質権を設定することはできません。③は、売買仲介手数料に対して質権を設定するためには、手数料の債務者に対する通知か、承諾が必要であり、現時点では物がありませんので、担保として確実性はありません。つまり、現時点では第 5 条があるからといって安全とは到底いえないのです。従って、他の方法で確実に回収ができるような債権保全策がないと、危ないといわざるを得ないでしょう。この点、代表者の連帯保証というのもひとつの方法ですが、財産が確実にあるかどうか、難しいところかもしれません。そうしますと、3 億円をいっぺんに出すのは、よほど信頼のおける相手方でない限り大変危険であり、まず、ビジネスの成功可能性を冷静に判断したうえで、少しずつ

お金を出すのがよいのではないのでしょうか。」とのメールが送信されている。

(エ) 同日午前9時34分ころ、従業員が久保田氏宛に、同弁護士からの前記(ウ)記載のメール全文を添付して送信している。

(オ) また、同日午後10時14分ころ、従業員は、同弁護士に対し、「特別会員は2名までとし、担保措置についてもアドバイスを基に再検討及び交渉するとのことです。進めていくのであれば、リスクの認識をより強く持っていただけるように、申し入れさせていただくことにいたします。」旨のメールを送信している。

(カ) その後、3月9日午後10時55分ころ、従業員は、久保田氏に対し、「手書きのコメント・修正案となりますがお送りします。(弁護士チェックは受けておりません。)なお、「協賛金」というと一般的に返還の必要のないお金というニュアンスが発生することも気になります。(不特定多数から集めないのであれば、出資法違反ではないので前回案どおり保証金名目でよいものと考えます。)(・・・中略・・・)なお、本件については、3月29日の取締役会の議案にされる予定でしょうか？」とのメールを送信している。

(キ) これに対し、久保田氏は、従業員に対し、同日午後11時45分ころ、「指摘どおりの修正を実施すればOKということですね?因みに、決裁基準については、総務本部長・経理本部長・従業員に確認のうえ、重要な契約という位置づけで社長決裁でいきます。」とのメールを送信している。

エ 従業員は、久保田氏との間で、本件契約に関して前記のようなメールのやり取りがあったことを認め、内心では、本件契約には保全等に問題があり、その締結には消極的であり、久保田氏に翻意を促す意味もあって同弁護士の意見を久保田氏に転送する等したと当調査委員会に述べている。したがって、久保田氏の前記イの説明をにわかに信用することはできないと考えられる。

オ 他方、稟議の状況についてみると、総務本部長は、本件取引に関し、全く検討することなく、そのままゲオサプライの事業庶務部の従業員に対して、「投資案件があり、稟議を早く通したいが、稟議を通す適当な部署が見あたらないので、稟議をあげてほしい。」などと言って稟議を上げる旨

の依頼をした。この際、従業員は、案件の内容は本当の意味ではわからないが、投資案件として高い政治判断があるのだろうと思った旨を当調査委員会に説明している。また、同氏は、総務本部長が稟議を急いでいると感じたとも述べている。

カ 本件に関し、総務本部長は、「3億円という金額も含め、具体的な契約条件についてU氏と直接やり取りをしたことはない。契約条件については、すべてZ顧問を通じて決定事項を伝達されるだけであったことから、本件については、久保田氏らとZ顧問において交渉が進められ、条件等について合意がなされた上で、自分に話が降りてきているのだと当時考えていた。そのような事情があったことから、抛出した3億円の保全問題すなわち将来返還されるかについて不安を感じたものの、壬社の資産調査等は特に行わなかった。」と当調査委員会に述べている。

キ 総務本部長は、平成22年3月17日、メールで従業員に本件契約書を送付し、これを受けて、従業員は、同月18日本件に関する稟議を上げたが、書類不備を理由にいったん止め、同月25日に再び稟議を上司である吉川氏に上げ、当時、吉川氏が海外にいたことから吉川氏に急ぎ稟議を決裁してほしい旨海外まで架電している。

従業員の説明によれば、その際、吉川氏から本件稟議を差し戻すように言われた記憶があるとのことであり、吉川氏もこれに添う説明を当調査委員会にしている。そのような状況下、総務本部長は、本件決裁を急いでいる様子で、従業員に対して、「1回目の稟議は裏で取り消すから、稟議を上げ直してほしい。」と要請し、また、再度の稟議は吉川氏宛てではなく、森原氏宛てで行うように指示し、従業員はこれに従って、同日、さらに稟議を総務ルートで上げ直した。

ク その結果、同月26日、稟議申請が承認され、同月30日に壬社に対して3億円の支払が実行された。

ケ このように本件協賛加盟契約を締結し、3億円を抛出したものの、契約締結後、ゲオの関係部署から本ネットシステムを使いたいという申し出は全くなく、また、同年秋ころには、管轄部署である事業庶務部自体が廃止されてしまい、実際に本ネットシステムを利用したオークションによって中古パチンコ台を購入することは一度もなかった。

(4) 本契約に関する検討

ア まず、そもそも、本ネットシステムに加盟することがゲオにとって必要であったのかを以下検討する。

(ア) 壬社は、本契約締結の際、設立して4ヶ月しか経過していない会社であり、設立時の資本金の額は100万円で、ネットオークションのシステムもこれから開発するものであって、当時は売上げもほとんどなく、実際に中古パチンコ台等のネットオークション事業ができるかどうかもわからない状況にあったと考えられる。壬社の売上げは、信頼するに足る公開の企業情報によれば、当初の1年間で200万円程度とみられ、その会社の規模からすると3億円もの巨額の協賛保証金を受け入れることは常識的にみて極めて不自然である。

(イ) また、アミューズメント関係の商材に関する業務を担当しているゲオ営業推進部兼ゲオディノス業務本部推進部の従業員、運営本部店舗運営支援部新規事業支援課の従業員、商品本部商品購買2部の従業員は、壬社や本ネットシステムという名前、さらには本契約の存在も聞かされておらず、3億円もの加盟保証金名目での資金拠出を行うにあたって、中古パチンコ台等のネットオークション事業による具体的なメリットについて現場レベルで検討されたことは一度もなく、同氏らは、ゲオにおいて、実際に本ネットシステムに参加する需要があったかについても疑問を呈している。

しかも、本契約に基づき中古パチンコ台等をゲオが購入した事実がないばかりか、これを購入しようとした形跡すら全くない状況である。

(ウ) さらに、本契約の稟議を申請した従業員は、総務本部長は「投資案件」として本契約の稟議書の申請を従業員に依頼し、稟議の決裁ルートについても、再稟議の際には、従業員の上司である吉川氏ではなく、総務部の森原氏に回すように指示したものであり、その後も、従業員はアミューズメント関係の商材に関する業務を担当している部署と本契約について全く話をしたことがないというのである。

(エ) 以上から明らかなとおり、本契約は、ゲオの現場の業務において全く役立っていないが、このように、Z顧問からの要望に応じて、最高経営幹部から総務本部長ら総務部に指示が出され、現場においての検討が全く加えられないまま、Z顧問の支配する会社との契約を締結し、

資金を流出させるという手法は、ゲーム機や複合機に関する架空のコンサルティング契約でZ顧問やY顧問税理士に資金提供したのと全く同様の手法であり、このような点からしても、本契約は、ゲオとしては全く締結する必要がなく、あくまでも壬社側への資金拠出の手段として、このような契約形態をとったに過ぎないものとの疑いを払拭することができない。

イ 次に、本契約は、実質的には、ゲオから壬社への貸付金(融資)ではなかったか、そうであるならば、ゲオの取締役会で決議すべきではなかったかという問題点について、以下検討する。

(ア) 本契約に基づく3億円は、名目上は、加盟保証金とされており、本件資金拠出により、特別会員として、ゲオ及びゲオのグループにおいて有利な条件で中古パチンコ台等が入手可能になるとの契約となっており、沢田氏、久保田氏及び総務本部長は、この名目を理由に当該3億円の支出は、貸付金ではなく、取締役会決議は不要であったと述べている。

(イ) しかしながら、Z顧問らは、加盟保証金は、壬社の預り金として保管されるわけではなく、拠出された資金自体が壬社のネットオークションシステムの開発資金や中古パチンコ台の仕入資金に充てられることが当初から予定されていたと説明している。一方、本契約の契約書第4条1項2号には、当該3億円の返還時期が、①平成23年3月末日限り3000万円、同24年3月末日限り7000万円、同25年3月末日限り1億円、同26年3月末日限り1億円と定められている。また、同契約書の第5条には、特別協賛手数料に関する規定があり、たとえばその第1項1号には、平成23年3月末日限り、預入保証金額の残額の6パーセントを支払うなどと記載されているが、同弁護士も指摘しているとおり、これが実質的には、ゲオ側からの本件資金拠出に対する利息と評価される。

(ウ) また、本加盟保証金名目での資金拠出に関しては、その返還請求権の保全のために同契約書第6条に壬社の発行済みの株式や在庫品、知的財産権などを担保とする旨の条項が存在する上、同条項中には強制執行認諾付きの公正証書作成を義務付ける条項も存在し(第6条1項3号)、U氏が連帯保証人にもなっている。さらには、資金拠出を受けた壬社の

信用不安による期限の利益喪失条項も存在する（第14条）。

以上の事情からは、本契約が、金銭消費貸借の実質をもつものであることが強く推認される。

(エ) また、当初、U氏が資金拠出を久保田氏らに要望したこと自体は久保田氏も認めるところ、常識的に言って、開発資金の拠出を受ける側の立場であれば、資金拠出を要請する相手に貸して欲しいと要望するのが通常であろう。この点、平成23年6月3日に、U氏と遠藤氏が、本件の問題について話している録音記録の反訳の中で、U氏自身が、本件加盟保証金について、「半年と言っても資金を借りる半年前ですよ。平成22年3月の半年くらい前。」、「一度、お借りしていたお金をですね、来週早々お返ししようと思っています。」などと述べており、U氏もこれを借入金と認識していたものとみられる。

(オ) また、従業員は、久保田氏に対し、本件に関し、「3月29日の取締役会に上程される予定でしょうか？」とのメールを送信している。この点等について、従業員は、「①本件は、保全も不足している危険のある出金であり、自分としては反対であった。②また、本件は、実質は貸付金であり、当然に取締役会決議が必要であると考えていた。③仮に、貸付金でないとしても、1000万円以上の債務保証については、取締役会決議が必要なことに照らすと、本件加盟保証金名目の出金も、債務保証に準じて取締役会にかけべきと考えていた。④そのような考えから、久保田氏に3月29日の取締役会に上程するか確認したが、久保田氏から社長決裁でいくとの返答であったので、それ以上は言えなかった。⑤また、本件に関する総務本部長とのやり取りのメールで、総務本部長に、壬社の役員にR氏が入っていることを指摘し、R氏に関するネガティブ情報を送った。これは、本件取引に反対であった私のせめてもの抵抗であった。⑥なお、本件については、当初、ゲオで契約するということが話が進んでいた。それが、最終段階になって、突然総務本部長から、ゲオサプライになったと聞かされた。」等と説明している。

(カ) なお、前述のとおり、同弁護士も当時のリーガルチェックの中で、返済期限や利息の取り決めがある点を理由として「保証金という名目ではあるけれども、実質は貸付金とみられる。」旨指摘している。

(キ) 以上からすれば、当該3億円は、ゲオから壬社に対する貸付金とみる

のがその実態に即しており、取締役会に付議されるべきであったし、少なくとも、そのリスクの重大性からは、名目の如何にかかわらず、貸付金ないし債務保証に準じて、ゲオの取締役会においてその支出の適否を慎重に判断する必要があったものと考えられる。

ウ また、加盟保証金の返還請求権は、保全不足の状態にあり、この点でも問題のある支出であったのではないかという問題点について、以下検討する。

(ア) 本契約では、U氏が連帯保証人となり、また、壬社の株式が担保に入れられるなどしている。しかしながら、同弁護士も指摘しているとおり、保全不足であると認められ、極めて危険な融資であった。特に、壬社は設立後間もない会社であり、本ネットシステム自体も開発中で、実際にこれが成功するかどうかもわからない段階であり、かかる観点からも本件融資の回収可能性には重大な懸念があったと指摘せざるを得ない。

(イ) なお、この資金拠出の保全の件について、沢田氏は、「Z顧問にはゲオエステートの件で最初に1億5000万円、成功したら1億円支払うとの約束があり、これと相殺できるので、保全については問題がないと考えていた。」旨を、平成23年7月27日に監査役に対して説明している。

これに対して、当調査委員会から、「本件壬社への出金時には、すでにZ顧問側に1億5000万円が出金済みであった。」旨指摘すると、沢田氏は「その点は勘違いであった。」等と述べるのみである。

また、本件出金時点では、ゲオエステートの売却先のストックとみらいアセットパートナーズのいずれについても、交渉すら始まっていなかったところであり、ゲオエステート株式譲渡の斡旋が成功し、Z顧問への報酬が発生するかどうか未定の状況にあったことは明らかである。

さらに、いかにZ顧問からの紹介とは言え、壬社とZ顧問とは(法)人格主体を異にするのであるから、当然これを相殺できるものでないことも明らかである。

以上からすると、沢田氏のかかる発言自体が、確たる保全措置が施されていなかったことを自認するものといわざるを得ない。

エ 最後に、本件における久保田氏の関与について検討する。

本件に関して、久保田氏は「貸付金ではなかった。」と主張するだけでなく、前述のとおり、「商品部の担当者が分からなかったので、かつて商品部にいた総務本部長に検討を指示しただけで、その後の経過について詳しくは知らない。」と述べる。

しかしながら、「商品部の担当者が分からなかったから。」等というのは、会社の副社長としては考えられない発言であり、到底信用し難い上、前記従業員と久保田氏とのメールのやり取りからみても、久保田氏が実質的に本件実行の意思決定に深く関与していたことは明らかである。

(5) 小括

壬社への本件資金拠出は、結局、ゲオエステートのリファイナンスや株式の譲渡斡旋を依頼している Z 顧問から要請があったことによる情実的な資金拠出（実態は融資）であり、沢田氏と久保田氏によるトップダウンで実施されたと認められる。沢田氏と久保田氏は、本件資金拠出が実質的には貸付であり、また保全の不足する極めて危険な融資であることを認識していながら実行したのではないかという点について、これを否定するが、前記同弁護士のメールが従業員によって久保田氏に転送されていること等に照らし、沢田氏と久保田氏の説明は信用できない。沢田氏と久保田氏は、本件資金拠出の危険性や取締役会に本来上程する必要があるとの認識を持っていたものと見られ、それにもかかわらず、本件資金拠出を実行するため、あえて加盟保証金名目にするなどして、内規を潜脱して、取締役会決議を経ないまま、3億円を支出させた疑いが極めて濃厚である。

4 ゲオと壬社との協賛加盟契約が解除されるに至った経緯から判明した同契約の実態

(1) はじめに

前記3のゲオと壬社との間の協賛加盟契約は、平成23年5月24日にU氏と遠藤氏が面談し、壬社にゲオサプライから送金された3億円のうち2億2000万円が、その日のうちに癸社パートナーに送金されたことや同社等の実態を調査した資料等がU氏から遠藤氏に手渡されたことから、一方で、ゲオの監査役会の知るところとなり、本件の一連の調査が始まることとなったが、他方で、その後間もない同年6月初め、U氏が、遠藤氏に「3億円を返還するので、先に渡した癸社に関する資料を返還してほしい。」と要望し、これと相前後して、ゲオ側に「事業が軌道に乗り、資金が必要なくなった。」という理由のもとに本件契約の解除と3億円の返還を申し入れ、森原氏が直ぐにこれを応諾し、3億円が返還されるに至った。

前記の経緯は、沢田氏や久保田氏らが説明するように、本件契約がゲオにおいて良質の中古パチンコ台を優先的に買い受けることができるようにするために必要な3億円を拠出することにしたものであるかどうかを検討する上で重要な意味を持つものである。

まず、前記のとおり、ゲオの拠出した3億円のうち2億2000万円が直ちにZ顧問の支配する癸社に送金されているとすれば、この点から、本件3億円の資金拠出がゲオの事業にとって必要であると考えていたという沢田氏らの説明は虚偽ではないのか、少なくとも客観的には3億円もの資金拠出は不要であったのではないかと推認されるとともに、沢田氏らは本件がZ顧問への情実融資であることを認識しながら実行したのではないかとの疑いも強まるからである（なお、癸社（後に「戌社」に名称変更）は、Z顧問の支配する会社であり、複合機に関する架空の助言契約に基づく報酬の支払先としてZ顧問に代わって用いられたり（「戌社」の名称による。）、ゲオエステート株売却斡旋の報酬金5000万円がZ顧問に支払われるにあたっての支払先として用いられる（「癸社」の名称による。）などしている。）。

また、この送金事実や癸社等の実態を調査した資料が遠藤氏を通じてゲオの監査役会に渡って間もなく、U氏が遠藤氏に、3億円の返還を交換条件に出すまでしてこの資料の回収を図ろうとしたこと、さらに、この資料の回収ができないままでありながら、ゲオ側に対して、にわかには理解しがたい理

由のもとに本件契約の解除を申し入れ、森原氏も躊躇することなく解除を承諾したこと、また、多額の資金余裕があるとはいえないU氏あるいは壬社が直ちに3億円全額をゲオに返還していることなどは、まさに異常ともいえるべき経緯であり、沢田氏らの前記の説明が虚偽であることを推認させるとともに、Z顧問が自己に対する情実融資であることが明らかになるのを阻止しようとしたのではないかと疑わせるものである。

そこで、本項では、前記の解約に至る経緯を明らかにし、その経緯を踏まえて本契約の実態を検討することとする。なお、解約経緯については、U氏と遠藤氏らの説明に相違があり、U氏は遠藤氏から恫喝されて癸社の資料を渡したと主張しているが、これは現在の最高経営幹部の資質を非難するもので、ゲオの今後のコンプライアンスに関わることとなるため、その観点から必要な限りで検討を加えることとする。

(2) 本件契約解除の状況

平成23年6月3日付け解除合意書により、壬社とゲオ（本件契約締結時はゲオサプライが契約主体であったが、同日までに同社はゲオと合併し、契約はゲオが承継していた。）との本件協賛加盟契約は解除され、同月8日に1億3800万円、同月10日に1億1700万円の2回に分けて、壬社よりゲオに返還され、それ以前に返還された保証金、特別協賛手数料と合わせ、3億円の保証金が返還され、300万円の特別協賛手数料（実質は利息）が入金された。

かかる解除の経緯に関し、総務本部長は、「平成23年6月初めころ、U氏からゲオに連絡があった。U氏は、対応した自分に対し、『事業が軌道に乗りお金を返すので契約を解除したい。』と述べた。そこで、森原氏に相談したところ、森原氏は『その仕組みは、現在は全然使っていないので解除しても問題はない。』との意見であった。そこで、自分は、従業員に解除合意書の作成を指示するなどして、本件契約を解除した。」旨説明し、森原氏も「この契約は解除しても問題がない。むしろ3億円の資金が返還されるのであるから、それに越したことはないと考えた。」旨の説明を行っている。なお、本件解除に関する壬社とゲオの解除合意書に関しては、同月3日付けとなっているが、同書面の右上方部に「H23.6.8受領」と記載されていることから、実際に当該合意書が締結されたのは、同月8日ころとみられ、いずれに

せよ、同合意書第2条の記載には、当該合意解除の効力は同年10日に発生する旨定められている。

(3) 本件契約解除に至る経緯に関するU氏とW氏らの説明について

ア U氏の説明

かかる解除に関連して、U氏から、平成23年7月6日付け「経緯説明書」と題する書面が、このころ、春馬監査役らに手渡された。同書面には、「遠藤氏及びW氏から『ゲオが手を引くので当社が破綻する。助けられるのは遠藤氏しかいない。』などと脅され、私の将来は保証するなど甘言を用いて言葉巧みに当社の社外取引に関わる契約書、振込通知書(控)、当社が独自に入手した企業調査資料などを提出させられました。今後、遠藤氏及びW氏に対して優越的地位の濫用並びに脅迫、強要の罪で告訴することを含め、法的対応を検討します。」などと記載されている。ここに契約書とは、壬社と癸社の業務委託契約書などを指し、振込通知書の控えは、ゲオサプライから壬社への3億円が支払われた当日に、その3億円の中から2億2000万円が癸社に送金された際のものであり、当社が独自に入手した企業調査資料とは、調査事務所による癸社の実態に関する調査報告書を指すものと考えられる。

前記書面によるU氏の具体的主張は、「遠藤氏との交渉経緯は、平成23年5月23日19時より、JR池袋駅周辺の個室居酒屋で初めて面談し、自分は、事業概要資料を遠藤氏に提示して説明した。世間話もあり、翌日も会えないかと遠藤氏から申し入れられた。翌24日には、都内のホテルにおいて、W氏、自分、遠藤氏の3者で会い、その際、W氏から、遠藤氏自ら当社案件の責任者となり、監査法人の具体的な調査が始まる前に改めてゲオ内規に基づき再契約するのがよいと言われ、遠藤氏からも、このままでは壬社に未来はないと言われ、いずれにしても壬社は破綻するなどと恫喝された。さらに、同年6月3日には、自分から『別の資本家がついたので、ゲオとは縁を切り、資金全額を返還することにした。』旨通知し、渡した資料一切をコピーも残さず返還して欲しいと要求したところ、遠藤氏より『自宅に保管中にてすぐには返還できない。』との回答がなされ、翌日資料は返還されたが、違法にコピーをとっていた。また、調査事務所の調査報告書(癸社に関して、ネガティブな情報が多々記載されているも

の) に関しては、自分が Z 顧問らと同月 30 日に同事務所を訪問したところ、ある人物より事前に調査依頼が来ていて、当方は後から『はめこまれた。』ということ調査会社社長も認めている。」等というものである。

イ W 氏と遠藤氏の説明

これに対して、W 氏と遠藤氏は、本件協賛加盟契約解除の経緯について当調査委員会に次のとおり説明している。なお、両氏の説明は符合しているので、以下には W 氏の立場からの説明を記載する。

平成 22 年 5 月ころ、W 氏は、M 氏から「U 氏という者が Z 顧問がらみで悩んでいる。相談にのってやってくれ。」などと言われて紹介されて U 氏に会った。その際、W 氏は、初めてゲオが壬社に 3 億円を出金したことを聞いた。U 氏からは、「R 氏に Z 顧問を紹介された。Z 顧問に 1 億円での事業計画の説明をしたところ、ゲオにつないでみようと言われ、1 億円ではなく、3 億円の事業計画を作成するように指示された。平成 22 年 2 月ころ、自分は、Z 顧問の紹介で、都内のホテルでゲオの沢田氏や久保田氏に会った。自分が、沢田氏、久保田氏に対し、3 億円での事業計画書を提示したところ、沢田氏が、当該計画書をざっと見て、久保田氏にその計画書を渡しながら『いいだろう。』と言うと、久保田氏は『はい。』と言い、沢田氏及び久保田氏の了解をもらえた。同時に、後は Z 顧問を窓口にする旨の指示を沢田氏らから受けた。このとき、沢田氏らと自分が話した時間はせいぜい 15 分程度であった。その後、Z 顧問を窓口にして、ゲオ側と交渉がもたれ、ゲオサプライと壬社とで協賛加盟契約を締結し、ゲオサプライから 3 億円が入金された。自分の頭の中では、Z 顧問＝ゲオであり、Z 顧問を飛び越えてゲオと話すこともできない。また、癸社は沢田氏の会社であると Z 顧問から聞かされていた。Z 顧問との関係を解消したいが、そうなるとゲオから出してもらっている資金を回収される可能性がある。』との相談があった。

そこで、W 氏は、壬社の支援のため、スポンサー候補を U 氏に紹介する一方、癸社の実態を調査した方がいいのではないかと U 氏にアドバイスしたところ、U 氏は調査事務所に調査を依頼した。その結果、癸社には、沢田氏の名前が出てこないばかりか、癸社やその関係者に関して、ネガティブ情報が記載された調査結果が出され、U 氏は、Z 顧問に対して、更に強

い不信感を持つようになった。

その後、壬社は、同業者から事業提携の話が持ち込まれ、平成 23 年 3 月ころ、新たな資金が必要になった。そのような中、W 氏は、U 氏から、ゲオから新たに事業資金を借りたいこともあって、ゲオの関係者との間をとりもって欲しいと依頼された。そこで、かねて面識のあった遠藤氏と U 氏を引き合わせることにした。

同年 5 月 23 日に、池袋の居酒屋で遠藤氏、U 氏及び W 氏が集まり、話し合いの場がもたれた。ただ、この日は、U 氏から、壬社の事業内容、実績や今後の展望などが話されたのみで、Z 顧問や癸社の問題も話題に出ず、資金援助の具体的な話もなかった。そこで、翌日、再び U 氏と遠藤氏が会うことになった。

翌 24 日には、都内のホテルの喫茶店で、U 氏、遠藤氏及び W 氏が再び面談した。その際、U 氏から「癸社はゲオの関係会社なのか。もし違うのであれば、問題がある会社のようなので、付き合いたくない。」との話があり、また、「ゲオから新たにお金を貸して欲しい。」との依頼があった。これに対して、遠藤氏は、「この 3 億円はゲオの正式の手続きを経ずに出金されている可能性があり、監査役も既に問題があるのではないかとの指摘をしている。ただ、U 氏の事業自体は可能性のある事業なので、癸社が問題のある企業なのだとすれば、そのような企業との関係は断ち切ることを前提に、前向きに事業を精査し、ゲオと壬社との間で契約を巻き直す可能性を探ろう。そのための資料として、壬社の 1 年間の取引実績、事業計画書、3 年後までの P L 計画書等を作成するなどして提出して欲しい。資料が出揃った時点で新たな契約ができるか社内で検証した上で進めましょう。癸社に関しては、U 氏から正式にゲオへの状況報告と調査依頼を出してもらえないと調査対応できない。Z 顧問や癸社との関係は、U 氏にも人間関係と義理があるでしょうから、U 氏もよく考えて U 氏の意味で決めて行動して欲しい。」などという話をした。

また、この日、U 氏が癸社について説明するために持参していた調査事務所の癸社に関する調査報告書、壬社から癸社への 2 億 2000 万円の預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書等の資料が U 氏から遠藤氏に手渡された。

その後、同月 30 日ころ、U 氏から W 氏に、「役員に癸社に関する書類

を回してないですか。」との電話があり、そのような事実はないと思う旨回答したが、その後、U氏と連絡がとれなくなったので心配になった。

同年6月2日、遠藤氏とU氏が、都内のホテルで会うことになっていたのに、W氏も行ったが、U氏は1時間ほど遅刻してきて、「契約の交渉をしていた大型パチンコチェーン店を営んでいる社長が覚せい剤で逮捕され、現場が混乱するなどしていた。」などと遅刻の理由を縷々説明した上で、5分と経たずに帰って行った。

その後、遠藤氏から同月3日U氏と会うことになったとの連絡を受けた。その日はW氏は同席できなかったが、遠藤氏からは「U氏から、3億円は返金するので、U氏が遠藤氏に渡していた癸社に関する資料を返還してほしい。」との話があったと報告を受けている。

(4) U氏とW氏らの説明の信用性についての検討

ア U氏とW氏・遠藤氏の説明は、事実の流れに大きな差異はないが、遠藤氏への癸社に関する資料の提出や本件契約の解除が、遠藤氏、W氏らの恫喝によるものか否かという点において、真っ向から対立している。

イ まず、U氏が、Z顧問に依頼して、都内のホテルにおいて、壬社の資金援助を受けるべく、沢田氏と久保田氏に面会したことについては、沢田氏ら関係者の説明が一致しており、また、その際、この問題について、沢田氏と久保田氏が了解したとする点についても、その後、久保田氏が主導して、同弁護士から「保全に問題がある。」などの指摘を受けたにもかかわらず、本件資金拠出を進めた経緯などに照らし、不自然なところはない。その後、Z顧問を窓口にした協賛加盟契約書がゲオサプライと壬社の間で締結され、3億円が壬社に送金されており、そのうちの2億2000万円が、即日癸社に送金されていることも、U氏が遠藤氏に提出した関係書類や関係者の一致した説明から明らかである。

なお、平成23年5月24日には、U氏がW氏に対して、「Z顧問から突然以下のメールが来ました。真意は分かりませんが、取り急ぎご報告まで」などとのメッセージとともに、「壬社の銀行口座を連絡して下さい。近いうちに8000万円程度を送金します。残高証明をとってもらいますので、よろしく願います。来週中にB銀行のb支店の窓口で、壬社の新規口座を作ってください。大丈夫になっています。Z顧問」などと記載

された Z 顧問のメールを転送してきており、当時 U 氏が Z 顧問の動きに不信感を持っていたことがうかがえる。

また、W 氏が U 氏のスポンサー探しに協力していたことについては、W 氏と U 氏の間において、平成 22 年の段階でスポンサー候補との打合せの設定に関するメールが存在している。

以上の状況は、Z 顧問らに U 氏が不信感をもっていたことなどとする W 氏の説明を裏付けるものであり、W 氏が、U 氏を遠藤氏に紹介した前後の経緯に関する W 氏の説明に不自然な点は見出しがたい。

ウ 次に、U 氏は、遠藤氏が「監査法人の調査が始まっている。」、「このままでは壬社が破綻する。」などと言って恫喝した旨を、前記経緯説明書の中で主張し、これについて遠藤氏や W 氏は否定している。

また、この点に関連して、U 氏側から監査役の春馬氏に対して、同年 6 月 2 日に行われた遠藤氏、W 氏及び U 氏の会談並びに同月 3 日に行われた遠藤氏と U 氏の会談の内容を録音し反訳したものであるという文書が送られている（録音データ自体はない。）。

かかる反訳の内容について、遠藤氏は、自分も確認したところ、概ねそのような会話はしたと思うが、遠藤氏らに有利な部分については反訳がなされておらず、また、一部の内容は U 氏らによって都合のいいように変更されていると述べる。

そこで、この反訳書の内容の正確性については慎重に吟味する必要があることを念頭におきつつ、まず、U 氏側が提出した反訳内容に沿って、U 氏と遠藤氏らの当時の交渉の状況につき検討を加える。

(ア) まず、平成 23 年 6 月 2 日の面談の状況については、その反訳書を子細に検討しても、遠藤氏や W 氏が、「監査法人の調査が始まっている。」とか、「壬社が破綻する。」などと述べて、恫喝や脅迫をしている状況は全くうかがわれない。

また、U 氏が W 氏に「すみません、W 氏。決して電話にでなかったとかではなくて。」などと謝罪し、W 氏が「心配しちゃって。」と述べている場面もあるが、かかる会話は、平成 23 年 5 月 30 日ころから U 氏と連絡が取れなくなっていたとする W 氏の説明を裏付けるものである。

さらに、U 氏は、W 氏や遠藤氏に壬社の業務の状況を説明しながら、

「岩手でいろいろやりながら、今後きちんと事業を回していく上ですね、もう一度確認なんですけど、色々循環取引のお話とか難しいお話がある中で、ですね、実は資料ももうたたき台は出来上がっているんですけども、プリントアウトしてもってくる時間がなかったんで、早急にメールします。非常に分かりやすい資料になっていましたから。（・・・中略・・・）大手パチンコ事業会社のもう一人の幹事（原文ママ）とあって来週には落ち着いているだろうなと思います。それに伴って資料は明日にでも W 氏にメールしましょうかね。」などと述べており、この点はゲオからの新たな援助ないし契約の巻き直しの検討のためには事業計画書等の資料が必要であると言って、U 氏に準備を依頼したとする W 氏らの説明を裏付けるものである。

同時にこのようなやりとりに照らすと、遠藤氏らが、恫喝により U 氏に資料の提出をさせたとか、あるいはそのようにさせようとしていたとは認められない。

また、U 氏から、「弁護士さんとのお話であったのですが、私が一番怖いのは、前回正規の手続きを踏んでいないお金が出たっていうお話をおっしゃっていたじゃないですか、弁護士さんがそれは本当なのかと、ゲオさんの内部の話なので、私がどこまでっていう話はあると思うんですが。」などと述べ、これに対し、遠藤氏が「今回壬社さんに当社から出たお金ですが、これって保証金なんですかね、って話になりかねない。貸付金でしょという見方も十分できる。取引はありますか当社と、ということですね。常識的には考えると高いと思いますよ。よく見ればおかしい。新規商売の担当が話として上げてくるというのがあるべき姿ですが、そういうステップを踏んだ形跡がないんですよ。」と答えている場面がある。

しかしながら、この点は、本件壬社への 3 億円の資金拠出をゲオの立場から事後的に見るとどのようになるかを述べているにすぎず、恫喝や脅迫と評価されるべき内容ではない。

また、U 氏の会話からは、この段階で既に U 氏が弁護士に本件問題を相談しており、その助言を得ながら対応していることも分かる。

さらに、U 氏の「監査役会っていうのは・・・（以下聞き取れない）」との問いに対して、遠藤氏が「昨年だったかな・・・（以下聞き取れな

い。)」などと答えている部分もあり、かかるやり取りからは、監査法人ではなく監査役会の話が出ていたにすぎないのではないかと考えられる。なお、ゲオの監査役会においては、本件壬社に対する3億円の出金が平成22年5月頃に既に問題とされていたことが当調査委員会の調査により判明している。

また、U氏の「以前お会いしたときに取締役（註：遠藤氏のことと思われる）がおっしゃっていたことが2つあると思うんですが、今の状況を打破すること、きちんとすること、さらに事業としてどうしていくのかということ（・・・中略・・・）諸々の条件がクリアになれば（・・・中略・・・）私どものビジネスを全面的にサポートしていただけてよかったですか。」との問いかけには、遠藤氏は、「困るのは、こんなことが中途半端で残るということでして。後からこういうこともありました、実はこうでしたということがでてくることです。」などと答えているにとどまっており、U氏への明確な支援の約束をしていないことも明らかである。かかるやり取りは、U氏の「私の将来は保証するなど甘言を用いて資料を提出させられた。」との主張の信憑性を強く疑わせるものである。

(イ) さらに、平成23年6月3日に、遠藤氏とU氏の会話を録音したものを反訳したとする資料について検討するに、その会話内容に関しても、遠藤氏がU氏に、資金を回収するとか、壬社が破綻するなどと恫喝している場面は全くなく、過去に恫喝されたことをU氏が遠藤氏に抗議している場面もない。

この面談で、U氏は、遠藤氏に対し、「取締役、結論から申しますとですね、今ですね（・・・中略・・・）、半年と言っても資金を借りる半年前ですよ。平成22年3月の半年くらい前、それで、御社にお世話になりました（・・・中略・・・）結論から申し上げますと、一度お借りしていたお金をですね、来週早々にお返ししようと思っています。」「実は、その会社はですね、われわれの株主の癸社……。そこの会社では何も問題がありませんでした、という結果がでた・・・でたというか聞いていますし・・・」「ただ一つだけ投資家の方々にですね、当然守秘義務のハンコについて、話は未来永劫口にしない約定はしているので、それで今の現状を説明申し上げているんですよね。私からおそらく、5月24日の

日と記憶していますけれど、提示させていただいた資料を返していただきなさいと（・・・中略・・・）。資金を新たに拠出していただく方に言わせると、今の現状は、ゲオ社さん内部の話でしょうと。あくまで内部の話であって、（・・・中略・・・）取締役がおっしゃるような内規の・・・あるにしても、（・・・中略・・・）ゲオ社内部で解決してもらうのが筋だというのが、その方の言い分なんです。」などと述べており、この段階でU氏の任社への資金拠出に関する問題について、ゲオの内部問題であるとの第三者の意見を聞いて行動していることも分かる。

また、ゲオからの支援を断る理由として、U氏は、遠藤氏に対し、「取締役に窓口になっていただいて、いろいろオペレーションしていただくにしても、やっぱりそれなりの時間もかかると思いますので、まずはそういう形で・・・。」と説明している。さらにこのような会話に続いて、U氏は、「ただ、書面で出たものに関しては、我々がきちっとした対応をさせていただいているので、実は内部資料でもありますし、明らかに私の背信行為になるんですね。・・・対株主にどう説明するのか。・・・そうすると私の立場が・・・。」などと述べている（かかる発言は、資料の返還要求が第三者のU氏に対する圧力によるものではないかとの疑念を生じさせる。）。

これに対して、遠藤氏は「あの一、私はこういう結果になると思っていなかったのが週明けに・・・お返しするのは構わないのですが、・・・写しをとっています。」と答え、U氏が「私の立場からすれば、その写しすらも破棄してくださいとお願いせざるを得ないです。ただ、それが本当に破棄されたかどうかということは、確認のしようもない。お返しいただきましたとご報告するしかない。そういう状況でございまして。」などと述べている（U氏が「報告」との発言をしている点も第三者の介在をうかがわせる事情である。）。

さらに、かかる会話に続けて、U氏は、「ぜひ取締役、くれぐれも勘違いというかネガティブにというか、そういうお話ではなく、もし可能であれば、今後とも、頭の片隅にでも置いていただいて、私たちの事業を見守っていただくというとおこがましいんですけど。非常に良い感じですよ。ですすんでいるのは間違いない。私からのお願いです。」などとも述べており、かかる発言からはこの段階でU氏が遠藤氏に友好的な感情を持

っていることが窺われる。その後、U氏は資料の返還に関し、「もし可能であれば、終わってから一緒に事務所にお邪魔して、ということでもよろしいですか？」と述べているが、これに対して遠藤氏は、「ひょっとしたら自宅に持って帰っているかもしれません。記録をつけて送り返した方が良いと思います。」と返答し、さらにはこれに対しU氏は、「それはもうお返しただけでと？」などと問いかけているのに対し、遠藤氏は「少なくとも、3日・・週明けまでには・・ご自宅がよろしいですか？会社でいいですか？」などと答えている。その後U氏が「取締役、ほんとうにいろいろと・・・」と言ったのに対して、遠藤氏は「がんばってください。」などと言う会話が残されている。

エ 以上検討してきたところに加えて、本件協賛加盟契約の解除は、U氏が弁護士や第三者の助言を受けながら行ったものであること、癸社に関する調査事務所の調査報告書は、ゲオや当調査委員会で行った調査結果及び関係者のヒアリング結果に照らして相応の信用性が認められることなどを総合考慮すれば、U氏の「遠藤氏らから恫喝されて資料を提出させられた」旨の主張は全く信用できず、遠藤氏らがU氏を恫喝した事実はないと認められる。なお、前記ウ（イ）のとおり、U氏は、第三者の圧力により事実をまげて、かかる主張をしている可能性も否定できない。

（５）解除の経緯を踏まえた本件協賛加盟契約の実態の検討

ア 本件契約解除の経緯の中で、前記（３）アのとおり、U氏が遠藤氏に渡した預金払戻請求書等の資料から、ゲオが壬社に支払った３億円の中から２億２０００万円が、即日Z顧問の支配する癸社に送金されている事実が認められる。

この点について、W氏はU氏から、「癸社との間で、同社において、中古パチンコ台を仕入れるとの架空の商品仕入れの業務委託の契約を締結して、この契約に基づき前記の送金を行ったと聞いている。」旨説明し、実際その内容に添う業務委任契約書も存在する上、Z顧問自身も、当調査委員会に対して、癸社において中古パチンコ台等の仕入はしていなかった旨説明している。

また、前記（３）イのとおり、W氏は、「U氏から、『当初この事業を

行っていくためには 1 億円程度の資金が必要であると考えていたが、Z 顧問から 3 億円が必要であるということで事業計画を作るように指示された。』と聞いた。」旨説明している。

そうすると、Z 顧問が上乘せした 2 億円については、そもそも壬社の事業にあたって必要のないものであったのではないかと、癸社に送金された 2 億 2000 万円は壬社の事業のために使われなかったのではないかと推認されるとともに、沢田氏と久保田氏は、本件が Z 顧問のための情実融資であることを認識しながら実行したのではないかとの疑いを払拭しきれないところである。

イ また、前記 (2) のとおり、森原氏は、「本件契約の仕組みは、現在は全然使っていないので、これを解除しても問題はない、むしろ 3 億円の資金が返還されるのであるから、それに越したことはないと考え、U 氏からの解除申し入れを直ぐに承諾した。」と説明しているが、「本件契約を解除しても問題ないと考えた。」という点については、前記 3 (4) のとおり、ゲオのアミューズメント関係商材の担当者全員が「本ネットシステムという名前は聞いたこともないし、中古パチンコ台のネットオークション事業によるメリットなどを現場で検討したこともない。」と説明していることも併せて考えると、本件契約により良質の中古パチンコ台仕入の優先権を得るということが、ゲオの業務の現場においては全く必要とされていなかったこと及びその点を森原氏も十分知っていたことを示しているといえる。ゲオのアミューズメント業務の現場で良質の中古パチンコ台の需要が見込まれることから本件契約を締結しているのであれば、壬社側から解除を申し入れてきたとしても、直ちにこれを承諾するのではなく、現場の担当者の意見を徴してからこれを参考にして承諾するか否かを定めるはずだからである。

また、「3 億円の資金が返還されるのだから、それに越したことはないと考えた。」という点については、森原氏においても、この資金拠出について、返還約束があるとはいえ、債権保全が十分になされているとは考えていなかったことを示しているといえる。

ウ さらに、前記 (3) イのとおり、U 氏が、癸社の資料を遠藤氏にいったん渡した後、急きよその回収を図ろうとし、壬社においては多額の資金余裕があるとは言いがたいと考えられるのに、3 億円を一括して返還した

事実は、癸社がZ顧問の支配する会社であり、3億円のうち2億2000万円が同社に送金されていたこと、U氏が前記(4)ウ(イ)のとおり遠藤氏との面談時に「われわれの株主の癸社・・・その会社では何も問題ありませんでしたという結果が出た。」、「ただ一つだけ投資家の方々にですね、・・・提示させていただいた資料を返していただきなさいと。」、「対株主にどう説明するのか。」、「お返しいただきましたとご報告するしかない。」などと言っており、第三者に指示されて遠藤氏に癸社に関する資料の返還を要求しているように見受けられること、癸社は壬社の発行済株式の4割を保有する株主であり、Z顧問個人もU氏が壬社に出資するにあたって200万円を貸し付けていることなどからすると、このU氏の解除申入れなどの背後にはZ顧問がいるのではないかという疑いを払しょくできない。

Z顧問においては、中古パチンコ台の流通事業の中で良質の中古パチンコ台を優先的に買い受ける権利の保証金という名目でゲオに3億円を拠出させておきながら、その日のうちに3億円の中から2億2000万円が癸社に送金されている事実が明らかになってしまうと、沢田氏、森原氏、久保田氏以外の取締役ら及び監査役会が本件契約に問題があることを厳しく指摘して調査することとなると危惧し、そのようになると、本件協賛加盟契約にとどまらず、Z顧問の支配する会社への一連の不正支出まで調査が進められるかもしれないという懸念を抱いて当然であり、そのような事態に進展するのをおそれて、これを何としても阻止しようと考えて、U氏に対して、癸社の資料回収や本件契約の解除申入れなどについてさまざまな指示を与えたのではないかと疑わざるを得ないのである。

第3 役員による自社株取引について

1 はじめに

本項においては、ゲオ取締役の大橋氏が、平成22年11月10日、証券会社を通じて、自己の保有するゲオ株式280株を市場売却した取引（以下「本件株式取引」という。）について、金融商品取引法の禁止するインサイダー取引に該当するかどうか及びゲオの内部規程に違反するか否かについて検討する。本件では、大橋氏が当時入手していたところの、ゲオがその子会社であったゲオエステートの株式を第三者に売却して同社を非子会社とする方針を採用し、同方針に基づき既に売却交渉を開始していたことが、「子会社の異動を伴う株式の譲渡」「を行うことについての決定をしたこと」（金融商品取引法166条2項1号ヨ、同施行令28条2号）に該当するか否か、すなわち、「業務等に関する重要事実」（金融商品取引法166条1項）に該当するか否かが問題となる。

そこで、まず、ゲオがゲオエステート株式を売却するに至るなかで大橋氏が本件株式取引を行った経緯について触れる。

2 大橋氏による本件株式取引とその前後の経緯

- (1) 第2の1(1)、(2)及び(3)ウ(イ)に記載したとおり、沢田氏、森原氏及び久保田氏の3名は、平成22年の夏、ゲオエステートの売却方針を決定し、Z顧問に売却先斡旋を依頼した。その結果、中国資本のK候補会社、L候補会社、M候補会社、m候補会社など、複数の企業が売却先候補として浮上した。
- (2) 一方、ゲオは、同年9月14日、Z顧問が代表取締役を務める甲社との間で、ゲオエステートの株式譲渡に関するアドバイザー契約を締結した。
- (3) 同月28日開催の大橋氏も出席した定時取締役会において、ゲオエステートへの融資の件が審議された際、森原氏が、「前提となる方向性についての話をさせていただきたい。以前に監査役会で私の考えを話したと思うが、ゲオエステートの不動産事業というのは、ゲオグループのメインの事業からは外れるものと考えており、これをゲオグループから切り離す方向で今検討しており、いろんな方向で動いている。ただ、具体的な案件をこの場で、皆様に審議いただいたり、状況を報告するまでにはなっていないが、その方向で、会社としては動いている。」と説明した。

また、久保田氏が、森原氏に続いて、「（ゲオエステートをゲオグループ

から) 外すということで交渉している。本来であれば、この役員会で決議することも考えていたが、ゲオエステートの収支を買い手がデューデリで見たいということになり、9月末には間に合わなかった。そこで、10月末をめどに調整している。」と補足説明し、森原氏が出席役員全員に、ゲオエステートについての対処方針について意見を求めたが、役員から意見は出されなかった。

(4) 同年10月22日の大橋氏も出席した臨時取締役会は、ゲオエステートへの投融資の件を議題として臨時に開催されたものであるが、その場において、久保田氏から、「MAの話であるが、とりあえず、買い手と11月1日に会うことになっている。」旨の報告がなされた。この報告の「買い手」は、最終的に決定した買い手とは別のL候補会社であり、この時点では、まだ、売却先候補が複数存在していた。

(5) その後、大橋氏は、資金調達の必要性から、同年11月5日、ゲオに対し、自己の保有するゲオ株式280株の売却を申請した。

(6) 大橋氏からの申請に対して、森原氏は、同月9日、大橋氏に、電話で許可しない旨を回答したと説明している。

他方で、大橋氏は、同日森原氏から電話を受けたが「ゲオエステートの売却交渉は頓挫するから問題はない。」と言われたと述べるとともに、これをもって自己の行う自社株売却について承認されたものと理解したと説明している。

(7) 大橋氏は、同月10日、ゲオ株式280株を売却した。

なお、この時点において、ゲオのゲオエステート株式について特定の相手方との売却交渉が頓挫したかどうかはともかく、およそ売却交渉自体が全体として頓挫していたという事情はない(この事実は、後記認定のとおり平成23年2月25日ゲオエステート株式の具体的売却先が取締役会において決議されたものであるところ、関係資料を精査検討しても、業務執行決定機関において、先に決定されていた売却の方針自体を変更し、改めてその旨の決定をし直したなどとの事跡はこれを窺知できないことに徴しても明白である。)

(8) その後、同年12月ころには、ゲオエステート株式の売却先候補としてストークの名前があがるようになった。

(9) ゲオは、平成23年2月25日開催の取締役会において、ストークに対し、

ゲオエステート株式 49 万株を売却することを決議し、同日、その旨を公表した。

なお、同売却の結果、ゲオのゲオエステート株式所有割合は 34.91 パーセントになり、ゲオエステートはゲオの子会社に該当しないこととなった。

3 本件株式取引がインサイダー取引等に該当するか否かの検討

(1) インサイダー取引に該当するか

ア 本件株式取引時点で大橋氏が受領していた内部情報の内容

前記 2 (3) 及び (4) のとおり、大橋氏は、平成 22 年 9 月 28 日の臨時取締役会において、①ゲオの取締役社長らがゲオエステートを非子会社化する方針の下、既にゲオエステート株式の売却先と交渉をしていること、②近々、同売却先が決定し、取締役会の決議事項として、同売却の件が上程される可能性もあること、③同売却方針につき他の役員からも異論がなかったことについて知り、同年 10 月 22 日の臨時取締役会においては、同年 11 月 1 日に売却先候補との交渉が行われる予定であることを知った。

イ 前記の内部情報が「業務等に関する重要事実」に該当するか

(ア) 「子会社の異動を伴う株式の譲渡」「を行うことについての決定」の解釈について

「子会社の異動を伴う株式の譲渡」「を行うことについての決定」(金融商品取引法 166 条 2 項 1 号ヨ、同施行令 28 条 2 号)とは、およそ子会社を売却する方針を業務執行決定機関が決定していれば足り、必ずしも売却先が具体的に決定していることまでは要しないと考えられる。

親会社が売却先は未定ではあるが、かかる当該子会社株を手放すという情報が一般投資家に知れることとなれば、親会社たる自社株に対しては経営状態の好転を期待して株価に好影響が反映されると考えるのが通常であり、証券市場の公正性と健全性の維持及び一般投資家の証券市場に対する信頼の確保の観点からは、同情報を知った内部者の取引を規制する必要があるからである。

また、「業務執行決定機関」とは、実質的に会社の意思決定と同視されうるような意思決定を行うことができる機関のことをいい、必ずしも定款その他内部規程によって決定権限が与えられている機関のことを

いうのではないと解されている。

(イ) 本件についての検討

そこで、本件について検討すると、大橋氏が受領した前記情報は、子会社の異動を伴う株式の譲渡を実質的に意思決定する代表取締役社長及び取締役副社長が、子会社の株式を売却して親会社のグループから子会社を外す方針の下、既に売却交渉に動いているという内容の情報であって、本件情報受領時点で売却先候補は複数存在していたところではあるが、「業務等に関する重要事実」に該当することは明らかである。

なお、「行うことの決定」についてはその実現可能性を考慮すべきであるとの見解に立ったとしても、本件の場合には、売却決定が真意に基づくものである上、およそ買い取り先が皆無などといえないことのほか、売却条件をどの程度までで折り合うかといった点が中心になると考えられることからしても、その可能性は相当高いと認められる。

ウ 軽微基準

ゲオの定款によれば、ゲオエステートはゲオの連動子会社ではなく、その限りでは軽微基準が適用されるが(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 49 条 11 号柱書・イ、金融商品取引法施行令 29 条 8 号)、ゲオの第 22 期有価証券報告書及びゲオエステートの第 38 期有価証券報告書によれば、同軽微基準に定める具体的な基準はこれを満たしていない。

エ 小括

以上より、本件株式取引は、インサイダー取引規制に違反する取引であると解される。

もっとも、法の規制するインサイダー取引該当の有無は、ことさら内部情報を利用して不当な利益を上げようとする動機を有していたかどうかに関わらないところであるとはいえ、大橋氏の本件株式取引は、親会社であるゲオの株価が上がることにつながる内部情報を得ていながら、通常とは逆にこれを売却したものであって、一般投資家の証券市場に対する信頼を損なうような性質のものではないことから、強い非難に値するとまではいえないものと考えられる。

(2) ゲオ社内の内部者取引管理規程に違反するか否かの検討

ア 売却申請時期違反

ゲオの内部者取引管理規程 18 条 1 項によれば、「売買約定の日の 7 日前まで」に売却の申請をしなければならないが、本件株式取引については、平成 22 年 11 月 10 日が売却日であるのに対し、申請がなされたのは 5 日前であり、本件株式取引は同項に違反している。

イ 無許可売却

同規程 15 条 1 項は法と同旨の規定となっているところ（「当社等の職員」とあるのは同条 3 項の規定に照らして「当社等の役職員」の誤記と認められる。）、同条 3 項によれば、自社株式売買には、情報管理責任者の許可が必要となっている。

この点、前記事実経過のとおり、森原氏は大橋氏に売却を許可しない旨回答した旨説明し、大橋氏は森原氏からゲオエステートの売却交渉は頓挫するので売却については問題ない旨回答を受けたと説明し、両者の説明は大きく食い違っている。

この点、森原氏と大橋氏が電話で本件株式取引の許否について話をしたことについては争いが無いところ、わざわざ当時社長であった森原氏が大橋氏からの本件株式取引の申請を受けて架電したのは不許可にすることを伝えるために行ったとの森原氏の説明は信用できる。なぜなら、許可するのであれば、事務レベルで済む話であり、森原氏がわざわざ架電する必要はないからである。

ただ、森原氏と大橋氏の電話でのやり取りの中で、最終的に森原氏において本件株式取引を許可しないと結論を維持したのか、森原氏が大橋氏に押しきられて、最終的には明確に不許可であるとされずに、いわば、うやむやの形で会話が終わったのかについては、慎重に判断される必要がある。

この点については、明確な物的証拠が存在しているとは認められず、また、関係者によれば、最終的な購入者であるストックへの売却の本格的な交渉が 12 月ころから始まっているとの説明もあり、本件申請がなされた 11 月 5 日ころの時点におけるゲオエステート株式の売却先候補との交渉は、いずれも最終的には頓挫している可能性が残ることから、大橋氏の説

明に信用性が認められないとまではいい切れない。

他方で、①大橋氏の本件株式取引が内規違反にあたるとの告発が本件不明朗取引の真相解明への妨害工作として利用された可能性が高いこと、②森原氏は、自身が承認したZ顧問らに対する支払について、監査役や当調査委員会に対して、実体のあるコンサルティングに基づく正当な支払であったなどと虚偽の説明を繰り返し自己の正当性を主張していたことなどの諸事情にかんがみると、本件株式取引の許否の点について森原氏が真実を述べていると評価することには躊躇せざるを得ない。

したがって、大橋氏の説明が虚偽であり、森原氏の説明が真実であると認定するには合理的な疑いが残るといわざるを得ず、本件株取引が、情報管理責任者である取締役副社長に代わって代表取締役社長が行った不許可の通知に違反して行われたものであり、同条項に違反するとまでは認定できないと考えられる。

ただし、いうまでもなく、もともと本件株取引は、法の禁止するインサイダー取引に該当する事案であり、情報管理者の許可の有無に関わらず許容されるものではない。

ウ 報告義務違反

同規程17条は、自社株式を売買した場合には、情報管理責任者宛てに報告するように定めているが、大橋氏は前記売却について同報告をしておらず、同条違反の事実も認められる。

4 コンプライアンス上の問題点

- (1) 既にみたとおり、本件株式取引はその内容に照らして法の禁止するインサイダー取引に該当するにもかかわらず売却実行に及んだ大橋氏の行為は、前述のとおり、不当な利益獲得を意図した反規範性の強いものとはいえないとはいえず、取締役という立場を考慮すれば問題であったことはいうまでもない。

仮に大橋氏が本件株式取引をそもそも法が禁止するインサイダー取引とは思わなかったというのであれば、取締役にある者においてさえ法遵守の意識が十全なものとはいえないと指摘されても致し方がないと思われる。

(2) 森原氏と大橋氏のいずれの説明によっても、本件株式取引に対する許否の判断の伝達は口頭でなされていることが明らかであるが、許否を求める事柄の性質や、書式の整った申請書という書面を徴していることに照らせば、これに対する回答も、必ず一義的に明確な形式の整った書面によることが相当であり、かかる点が内規の中で明確に規定されていなかった点についてもコンプライアンス上の問題があったというべきである。

第4 株式会社ゲオ・ビービーへ多額の出資をしながら損失を出した問題

1 問題の所在

株式会社ゲオ・ビービー（以下「BB」という。）は、平成17年1月、ゲオとN社が各10億円を出資して設立した映像配信事業を主たる目的とする会社であり、ゲオは、その後、平成18年3月29日付け取締役会決議を経て、BBの新株予約権付社債の引き受けにより5億円を追加出資した。ところが、BBは、この出資金を基に極めて多額の経費支出をし続けたにもかかわらず売上げが全く伸びず、そのため、営業の継続が困難な状況に陥り、創業から3年5か月後の平成20年6月20日に解散が決議され、ゲオは多額の損失を計上するに至った。

このような多額の出資の失敗をとらえて、関係者の一部から、ゲオによる前記の出資は、故遠藤結城氏（以下「故結城氏」という。）の相続人である遠藤氏が、自己及び故結城氏の妻である遠藤氏母の相続税の支払いのために相続財産であるゲオ株式をN社代表取締役（以下「N社代表者」という。）に依頼して30億円で買い受けてもらったことへの見返りに、ゲオの負担においてN社に利益を与えることを目的として採算を無視して出資させた不適切な取引なのではないかとの指摘が今回ゲオに寄せられた。そこで、当調査委員会は、この点についても調査することとし、併せて、前記各出資当時、ゲオ代表取締役社長の沢田氏がBBの取締役を、ゲオ取締役の吉川氏がBBの代表取締役をそれぞれ兼任していたことから、BBが設立後短期間のうちに多額の損失を生じさせて解散決議に至った点について、関連会社に対する統制の観点からの問題の有無も検討することとした。

2 ゲオによるBBへの多額の出資について

（1）故結城氏の相続財産であるゲオ株式をN社代表者に譲渡した経緯

平成16年6月5日、故結城氏が急逝し、遠藤氏は、総額約60億円の相続税を納付しなければならなくなったが、遺産の大半がゲオ株式であり、現預金では全く足りなかったため、ゲオ株式を売却する必要に迫られた。他方、同株式の売却は、ゲオの株主構成に大幅な変動をもたらすことからゲオ経営陣もこれを重大な問題として受け止めた。

そこで、遠藤氏は、当時取締役社長室長であった大橋氏及び同じく財務担当取締役であった笹野氏とともに株式の譲渡先について検討を重ねた末、同

年11月ころ、故結城氏がゲオのIT関連事業開拓にあたってパートナーとしてとらえていたN社の代表者であるN社代表者に打診したところ、了解を得ることができたことから、他の取締役の同意も得た上で、平成17年1月、遠藤氏母が故結城氏から相続したゲオ株式の一部を約30億円でN社代表者に譲渡し、その売却代金等により遠藤氏母と遠藤氏の相続税を納付した。

(2) BBの設立と出資の経緯

ア 故結城氏死去後の平成16年7月ころ、ゲオの代表取締役社長に就任した沢田氏は、N社代表者から、N社とゲオが共同でVOD事業（Video On Demand 事業）の合弁会社を設立する計画を持ちかけられた。この事業は、映像配信機器を会員に貸与し、LANを通じて映像のコンテンツを配信し、その対価の支払を受けるというものであり、すでに、N社の子会社であるO社が、大手不動産会社と提携して展開し、成功させていたものと同様のものではあった。

VOD事業に関して、ゲオにおいては、従前から、近い将来、同社が設立以来展開してきた店舗でのビデオ販売・レンタル事業を脅かすことになる可能性があり、これに対し、会社として何らかの戦略を立てていく必要があるものと認識されていた。

沢田氏は、N社代表者から、この計画については故結城氏が了解済みであった旨説明されたことから、この申し入れを承諾し、この時点で、N社とゲオが共同でVOD事業の合弁会社を設立することについて、事実上の合意が成立した。

イ その後同年12月ころ、N社側から社長室に合弁会社設立の申入れがあり、当時社長室に所属していた遠藤氏がゲオ側の担当として合弁会社の設立手続きが進められ、平成17年1月12日に開催されたゲオの取締役会において、ゲオ及びN社が各10億円を出資して、合弁会社を設立することが異議なく承認された。

この取締役会において、あるいは、これに近接する時期に提示されたものと思われるVOD事業に関する5年計画書によれば、BBは当初、多額の費用を要するものの、順調に会員を獲得できれば5年後には十分な利益を計上できるものと計画されており、また、VOD事業に関する前記のような認識から、ゲオ取締役の間においては、この時点では、今後の店舗事

業戦略の見通しを立てるためには、実験的にであっても、VOD事業に挑戦してみる必要があるということがほぼ共通の認識となっていた。

ウ 同月 25 日、BB が設立され、ゲオの吉川氏が BB の代表取締役に、同じく沢田氏が BB の取締役に、ゲオ元取締役が BB の監査役にそれぞれ就任した。

なお、商号については、N 社代表者から沢田氏に対して、ゲオのブランドを用いたい旨の要請があったことから、「ゲオ・ビービー」とした。しかし、実際のところ、ゲオは、VOD 事業のノウハウについては N 社側に頼らざるを得ず、ゲオ側の役割は、同社店舗の会員に対しての BB への入会勧誘にすぎなかったことから、吉川氏や沢田氏らにおいては、BB の事業に積極的に関与しようとする意図が希薄であった。

エ その後、BB は、多額の広告宣伝費や販売促進費を支払いながら、当初の予測どおりに会員を獲得できず、売上が伸びない状況にあったが、設立後 1 年を経過したころ、N 社側から吉川氏に、N 社が 15 億円の追加出資をするので、ゲオからも 5 億円を追加出資してほしい旨の要請がなされ、BB の営業担当役員等からも、BB の事業について楽観的な見通しが報告・説明された。そこで、吉川氏は、当該追加出資案を、ゲオ社長の沢田氏に相談し、取締役会に諮った。

取締役の中には、BB の財務状況に照らして追加出資を疑問視していた者もいたが、本件事業については、多額の初期費用への投資が当初から想定されていた上、沢田氏が、「これが最後だから。」と言って承認を求めたことから、この追加出資も承認された。

(3) ゲオの BB への出資は、遠藤氏による不適切な取引とは認められないこと

前記 (1) 及び (2) の経緯に照らすと、ゲオから BB への設立時の出資は、遠藤氏が相続財産のゲオ株式を N 社代表者に買い受けてもらう以前の故結城氏と N 社代表者の間の合意に基づくものである上、ゲオの経営陣が取締役会に諮り、VOD 事業への参入の必要性を強く認識していた取締役らの承認を得て行われたものであることは明らかであり、遠藤氏が相続財産のゲオ株式を N 社代表者に買い受けてもらったことの見返りにゲオの負担で採算を無視して行わせたものであるとは認められない。

また、5億円の追加出資についても、沢田氏の意向により行われたものと認められ、遠藤氏の相続問題との関連性は、認められない。

3 BBの著しい業績不振に対するゲオからの統制上の問題

(1) BBからのゲオ撤退の経緯

BBは、前記のとおり当初N社とゲオから合計20億円の出資を受け、その後も両社から合計20億円の追加出資を受けて、当該資金を初期費用に投じたにもかかわらず、平成18年3月期・平成19年3月期と続けて多額の損失を計上し、業績不振が続いた。

また、BBの営業手法には問題があり、ゲオ宛てにクレームが寄せられることも多かった。

そのため、沢田氏がN社代表者に要望して、BBの商号から「ゲオ」を外すこととし、平成18年6月26日、「株式会社エンタウェイブ」に変更された（なお、本報告書ではこの後も「BB」という。）。この際、BBの代表取締役は、吉川氏から他の取締役交代し、また、沢田氏が取締役を退任して大橋氏が取締役に就任している。

さらに、平成19年1月ころ、大橋氏と沢田氏は、BBの事業は採算が合わないために撤退する方針を決め、ゲオの取締役会の同意も得て、同年3月ころには、BBに出向させていたゲオ従業員を順次引き上げさせるようにした。

BBは、その後、平成19年10月以降、営業継続が困難となった。

(2) BBに対するゲオからの統制上の問題

BBは、営業担当取締役の営業手法に問題があったほか、外部委託先への支払いにも不適切な点があった可能性がある。

しかし、BBは、平成18年6月に大橋氏が沢田氏の後任として取締役に就任するころまでは、取締役会自体が一切開催されていなかったようであり、また、BBの代表取締役であった吉川氏は、代表印を保管しておらず、BBと取引先との間の契約書を確認して、それに押印したこともなければ、重要な稟議に関与したこともない。吉川氏は、取締役会を招集することも、BBの業務を仕切っていたN社側の者に対して、契約等について正規な手続きを取るよう要求することもなく、名目的な代表取締役の地位に甘んじてい

たというのが実情である。

また、同じく B B の取締役であった沢田氏は、N 社代表者の要望により取締役として名前を出しただけで当初から B B の取締役としての務めを果たすつもりはなかった旨、自己が名目上の取締役にすぎなかったことを明言している。

吉川氏や沢田氏が、このような姿勢であったため、当然、両氏からゲオの取締役会に対して B B の業務運営に関して報告がなされることなど全くなかった。

また、他の取締役は、B B の決算数値については、ゲオの取締役会で報告がなされていたからその財務内容が芳しくなく多額の損失が計上されていることは把握していたはずであるが、吉川氏らに B B の状況についての説明を求めるなどした形跡は一切認められない。

このような次第で、B B はゲオが多額の出資をした関連会社であるにもかかわらず、その不適切な業務運営に対するゲオからの統制は不十分であったといわざるを得ない。

4 その他

なお、B B については、一部雑誌等において「0 社が循環取引を行っており、B B がこれに協力していた。」との疑いが指摘されている。

この点について、0 社が循環取引を行っていたか否かは明らかではないものの、ゲオにおいては、むしろ、B B と 0 社との契約内容を全くといってよいほど把握できていなかったことにこそ、大きな管理上の問題があるといえ、少なくとも、ゲオ関係者が、意図的に 0 社の循環取引に関わっていた可能性はないものといえる。

第5 原因分析及び再発防止策に関する提言

1 本件不正支出に関する原因分析

(1) 本件不正支出が行われた原因

本件は、ゲオ代表取締役会長であった沢田氏、同社長であった森原氏及び同副社長であった久保田氏が、ゲオにとって懸案であったゲオエステートへの他の金融機関からのリファイナンスやゲオ保有のゲオエステート株式の売却についてZ顧問から斡旋してもらったことなどから、Z顧問の要求どおりに多額の斡旋報酬を支払うことを承諾し、しかも、いずれも1億円以上の支払であるので、本来は取締役会の決議を得るべきであったのに、同氏から要求されるままに、支払相手先をZ顧問個人ではなく、Z顧問の支配する複数の会社に割り振ることにより、取締役会の決議を得ずに、前者につき合計1億5000万円を、後者につき合計1億円を支払い、さらに、この経緯の中でZ顧問が沢田氏と久保田氏に一層取り入ったことから、Z顧問にゲオ顧問の肩書使用を認めて、その後もゲオの業務に種々の助言をする口実を与え、Z顧問やその知人のY顧問税理士からの要求を断ることができないまま、Z顧問が支配する会社をゲオの取引に介在させたり、コンサルティング・フィーの金額の相当性を十分検討することなく、あるいは助言の実態がないことをわかっていながら多額の報酬を支払うなどしていたものである。

要するに、ゲオの代表取締役会長である沢田氏と同副社長の久保田氏がZ顧問に取り込まれた上、これに沢田氏の意向に従う森原氏が加わって、最高経営幹部3名がZ顧問及びY顧問税理士からの要求を断ることのできないまま不正な支出を続けていたものであって、この3名が上場会社の最高経営幹部としての自覚を欠いたことが本件不正支出の最大の原因であるといつてよい。

(2) 本件不正支出を社内組織上防止できなかった原因

ア 一部執行役員などの幹部のコンプライアンス意識の欠如（最高経営幹部への絶対的服従の姿勢）

本件不正支出が最高経営幹部3名により行われたものであることは前記(1)のとおりであるが、一部執行役員などの幹部は本件支出が手続の点から不適正であるだけでなく、実体面でも不正である、すなわち支払金

額に見合うコンサルティング業務の提供が全くなされていないものがあることなどを認識しておりながら、その支出手続を行っていた。これは、当該執行役員らが、手続面あるいは実体面で不正な支出であったとしても、最高経営幹部の指示である以上従うほかないと考えていたからであり、直属の上司に反対意見を具申しなかったのはもちろんのこと、他の取締役や監査役に相談しようとしなかった。この点について、当調査委員会に対し、「あえて、取引に問題があることを指摘して、地雷を踏むような結果になりたくなかった、つまり、上司から睨まれたくなかった。」と説明した執行役員もある。このような一部執行役員などの幹部のコンプライアンス意識の欠如も本件不正支出の大きな原因である。

イ 支出手続き担当部署におけるコンプライアンス意識の欠如（取締役会決議の必要性についての軽視）

本件不正支出に関しては、前記（１）のとおり、実際にはＺ顧問個人に対する１件の報酬支払いであるのに、支払先をＺ顧問の支配する会社に振り分けることなどにより１件の金額が１億円を超えないようにして取締役会決議を回避したとの疑いを払拭できないところであり、これらの契約は、稟議申請部署においても、経理部及び財務部においても、契約内容を一読すれば、いずれも全く同一なのであるから、本来取締役会決議を得るべき案件であることを容易に認識できたものである。

そうであるにもかかわらず、稟議申請部署のみならず、経理部や財務部においてさえも（経理規程第２条には、経理業務の達成事項として「不正の発見」が掲げられている。）、これらが最高経営幹部の指示ないし承認した案件であったという事情もあって、取締役会決議を得ていないにもかかわらず（支払依頼書をシステム上で確認すれば、「稟議書無し」などの警告が表示されていることを確認できた。）、稟議申請部署の責任者の承認のみで支出手続を行っていた。

しかし、財務規程第８条に「金銭の支払は、支払依頼部門の責任者の承認又は署名のある支払依頼書及び証憑書類に基づいて行うものとする」と定められているとはいえ、組織権限規程に定められた職務権限基準表において取締役会決議が必要であるとされている案件については、その支払をするにあたって取締役会の決議の履践を求めるべきは当然である。

そうであるにもかかわらず、稟議申請部署、経理部及び財務部においては、それぞれ別個の契約として作成されていたことからこの複数の契約を1件の取引案件であるとして取り扱うことをせず、また、取締役会決議を得ていないことを認識しておりながら、形式的には前記の条文を理由にして支払手続きを行っていたものであり、稟議決裁の規定においてなぜ取締役会の決議を必要としているかといった点についての理解や、社内の業務、とりわけ多額の支払をするにあたってはコンプライアンスを徹底させなければならないという意識が欠けているといわざるを得ない。このことが本件不正支出を可能にした原因の一つでもある。

(3) 不正支出を事後的に発見できなかった原因

ア 最高経営幹部の指示・承認した支出自体の不正の有無は監査部による監査の対象としていなかったこと

ゲオには、内部監査を行う組織として監査部が設けられているが、同部は従業員による不正防止のための監査業務を行っており、平成23年6月に社内調査委員会が本件不正支出の調査を始めるまでは、本件のように、最高経営幹部の指示ないし承認による支出案件についての不正の有無についてはその監査業務の対象として取り扱ってこなかった。

イ 監査役が問題のある取引について最高経営幹部らに質問したのに対して同幹部らが虚偽の説明をしたため、実態解明が進展しなかったこと

監査役は半期ごとの監査の際、Z顧問の支配する会社3社に対する合計1億5000万円の支払についていずれも同一の委託業務内容であることに疑問を抱いており、さらに壬社に対して3億円を拠出した取引についても取引内容や資金回収について問題があるのではないかと考えた。そこで、このうち壬社への3億円の拠出について、監査役は、平成22年5月ころ、森原氏に質問したが、同氏が、業務上の必要があって行った取引であり、拠出した資金の返還にも問題がない旨説明したことから、資金の返還が約定どおりなされるか注視し続けることとした。

また、前記の2件の取引については、平成23年7月27日ころ、監査役らに対し、沢田氏と久保田氏も、前者については、3社それぞれが業務を提供してくれたのでその対価を支払ったものである旨、後者についても業

務上必要な取引である旨の説明をしたことから、実態解明が進展しなかった。

2 再発防止策の提言

(1) 最高経営幹部の上場会社の経営者としての自覚

前記1 (1) の検討から自ずと明らかなどおり、今後、本件同様の不正支出等が行われることのないようにするため、最高経営幹部は、法令及び社内規程を遵守し、重要な取引案件等は取締役会に諮り、株主、取引先(債権者)、顧客及び従業員らステークホルダーのために最善を尽くすという上場会社の経営者として当然の自覚を常に持つ必要がある。会社幹部に取り入ってコンサルティングを装いながら不正に会社の資金を引き出そうとする者からの多額の報酬支払い要求に応じることは、会社財産に損害を与えることにはほかならないということを改めて認識して、このような者とは関係を持たないという強い意思をもって経営にあたらなければならない。

また、最高経営幹部の間、例えば、会長、社長、副社長の間であったとしても、法令遵守の面では、相互に権限行使を牽制し合うことにより、不正な支出が行われることのないように努めることが必要である。具体的には、例えば、最高経営幹部あるいはその他の取締役において、最高経営幹部(の一部)が不正な支出を指示・承認しようとしていることを知った場合は、取締役会及び監査役会に通報する義務を課すとともに、この通報を行ったこと及びこれについての取締役会及び監査役会の対応について記録するといった社内規程を設けることも方策の一つとして考えられる。

なお、森原氏は既に退任しているが、前記のような観点から、本件不正支出に深く関与した沢田氏及び久保田氏についてもゲオの経営から退くことが望ましいものとする。

また、本件不正支出の支払先である Z 顧問及び同氏の支配する会社とは、今後、ゲオ子会社も含めて取引しないようにすることが望ましく、Y 顧問税理士が代表者を務める辛社との顧問契約もその継続については必要性を再検討することが望ましい。

(2) 不正支出等を社内組織上、事前に防止するための方策

ア 取締役会による会社の業務執行監視の強化

本件不正支出は、最高経営幹部らが取締役会に諮らずに行わせたものであり、取締役会としてはこれを知らなかったところではある。しかし、さはさりながら、取締役会は最高経営幹部を選出し、その業務執行を監視すべき機関なのであるから、その責務は重要であり、今後本件と同様の不正支出を防止するためには、取締役それぞれが平素から会社の業務執行状況の把握に努め、本来取締役会に付議されるべきであるのに、あえてこれを回避して行われている取引がないか、会社の利益を損なうような取引が行われていないか、社内のコンプライアンスが図られているかなどに留意しながら、業務執行の監視を一層適切に果たす必要がある。

また、取締役会のそのような業務執行監視機能強化のためには、会社と利害関係を有していない弁護士や公認会計士などを社外取締役として選任し、これを最大限活用することも有効な方策の一つであろう。

イ 執行役員など幹部におけるコンプライアンス意識の徹底

最高経営幹部が不正支出を指示したとしても、執行役員などの幹部がその手続を実行しなければ、支出に至ることはない。したがって、執行役員などの幹部にコンプライアンス意識の保持を徹底させるべきである。具体的には、例えば、最高経営幹部からの指示であったとしても、手続面でも実体面でも不正なものである疑いがある場合は、反対である旨、あるいは問題がある旨の意見を述べ、それでも最高経営幹部が当該支出を指示するときは取締役会及び監査役会に通報する義務を課すとともに、この通報とこれについての取締役会及び監査役会の対応について社内記録に残すことや、当該執行役員などの幹部が不正な支出の疑いがあることを認識しながらこの通報を行わなかった場合は懲戒処分を受ける場合があることなどを社内規程に設けることも方策の一つとして考えられる。

なお、このような観点から、最高経営幹部の指示に従ったとはいえ、本件不正支出に関与した執行役員などの幹部に対しては、その責任の程度に応じて処分を行うことが望ましい。

ウ 支出担当部署（稟議申請部署、経理部及び財務部）におけるコンプラ

イアンス意識の徹底

前述のとおり最高経営幹部や一部執行役員などの幹部に法令及び社内規程の遵守の姿勢が欠如していたことが、支出担当部署におけるコンプライアンス意識の欠如にも大きく影響していると考えられ、最高経営幹部や執行役員等幹部のコンプライアンスを確立すれば、支出担当部署のコンプライアンス意識の向上にもつながると考えられるが、これにとどまらず、今回の事態を踏まえて、改めて全社員に対して、社内規程で定められている稟議決裁の重要性、とりわけ取締役会決議の重要性を十分理解させて、必要な稟議決裁を経ている案件の支出手続を進めてはならないことを周知させる必要がある。

また、支出にあたっては、契約書の作成が本来の担当部署以外の部署で行われているなど通常と異なる点がないか、多額の支出について緊急性がないのに稟議決裁が得られないまま支出を指示されていないか、本来1件の契約案件であると考えられるのに契約を分割することにより取締役会への付議を回避している疑いはないか、支払金額に見合う成果物が証憑とし添付されているかなどを十分点検し、問題がある案件については監査部に通報し、これを社内記録に残すことなどを社内規程に設けることも検討すべきである。

エ 稟議決裁規程の改定

稟議決裁規程（組織権限規程の職務権限基準表）の規定の仕方に、一部あいまいな箇所があることから、再検討して改定する必要がある。

なお、その際、①形式的には複数の契約として作成されているとしても、実質的には1件の取引であると認められる場合には、関係する契約全部の契約金額の合算額を基準にして稟議決裁を受けるべきであること、②コンサルティング契約や各種業務委託契約などで、少なくとも数千万円以上の報酬を支払うものについては取締役会の決議を必要とすることなどを明記すべきであろう。

また、経理規程及び財務規程に「適切に決裁を経た稟議書、各部門長の承認印のある支払依頼書、請求書や契約書を照合し、内容によっては起案者に対しての質問や成果物の提出を要請した上で支払を承認する。」という内容の規定を加えて、経理部及び財務部としての責任を明確化すること

も検討すべきであろう。

オ 取締役会における子会社・関連会社の管理の徹底

前記第4のとおり、BBへの多額の出資が成果を上げなかったことについては、ゲオ側に不正があったという事情は認められないが、資本の1/2を出資している親会社として、十分な監視と管理を行っていたとはいえない面があるのは事実である。

今後、多額の出資をしている子会社や関連会社の事業運営状況には、ゲオの取締役会においても、より一層高い関心をもって監視と管理を行うべきである。

(3) 不正支出等を事後的に発見するための方策

ア 監査部による監査対象に最高経営幹部の指示等による支出自体の不正の有無等も含めること

前記1(3)アのとおり、従来、監査部は従業員の不正防止の観点からのみ監査を実施してきたが、今回の事態を踏まえて、最高経営幹部の指示等による支出自体の不正の有無についても監査対象に加えることが望ましい。もちろん、監査部において、各支出自体の不正の有無を判断することは容易ではない面もあるが、例えば、契約書の作成が本来の担当部署以外の部署で行われているなど通常と異なる点がないか、必要な稟議決裁が履践されているか、とりわけ取締役会決議が得られているか、契約をあえて複数の支払先に割り振ることにより取締役会への付議を回避していないか、支払金額に見合う成果物が証憑とし添付されているかなどの形式面のチェックのみでも、問題のある取引を発見する手がかりを得ることはできるところである。これに加えて、前記(2)ウにより、支出担当部署からの通報も監査部になされる体制を整えられれば、監査部の監査は相当有効に機能することが期待できる。

また、監査部においては、前記(2)ウで受けた通報のうち重要なもの及び監査の結果問題があると考えられる取引については、取締役会及び監査役会に報告する義務を課し、これを社内で記録するような社内規程を設けるのも方策の一つである。

なお、このように監査対象を拡大するためには、監査部の体制を拡充す

る必要がある。

イ 監査役会による監査権限行使の強化

前記1(3)イに述べたとおり、本件不正支出のうちZ顧問の支配する会社3社への合計1億5000万円の報酬支払と壬社への3億円の拠出については、監査役が、問題のある取引ではないかとして、沢田氏、森原氏及び久保田氏の3名に質問しているが、各人から虚偽の説明をされて、実態解明が進展しなかったことに鑑み、①監査役は、問題があると疑われる取引については、積極的にその担当者等に直接説明を求め、資料の提出を受けて、疑問点を問い質す責務があり、その権限も有すること、②最高経営幹部を始めとして全役職員は、監査役の質問や資料提出要求に対して、真実を述べ、すべての資料を提出すべき義務があること、③前記②の質問に対して虚偽の説明をしたり、資料の提出を拒み、隠匿・隠滅等をしたりした役職員は懲戒処分に付すことなどを社内規程に設けて、監査役会による監査権限行使の強化を図ることが望まれる。

また、監査役会においては、今後この権限を適切に行使して、従来にもまして一層的確かつ十分な監査を遂行することが期待される。

なお、このように監査役会の監査業務を拡充するためには、監査役会の下に補助者を配置すべきであろう。

第6 総括

今回の調査で判明したとおり、株式上場会社であるゲオにおいて、最高経営幹部の指示による不正支出が発生し、さらに、調査にあたってこれを隠蔽しようする動きまで見られたことは、同社の株主のみならず、一般投資家及び取引先などのステークホルダーの利益を損ない、その信頼を失墜させるものであり、当調査委員会としても誠に残念である。

しかし、ゲオは、「ポケットマネーで楽しめるレジャー」を事業コンセプトとして、多数の勤勉な従業員に支えられ、全国で地域に密着したサービスを提供し、社会貢献も積極的に果たしてきた優良な企業である。

当調査委員会は、ゲオが、本件を貴重な教訓にして、経営陣の刷新を図り、コンプライアンスを徹底するガバナンス体制を構築して、将来にわたって社会から信頼される企業であり続けることを切に願うものである。

以上